

金銀行と蘭印のジャワ銀行との間に結ばれたもので、15年12月に成立、翌16年1月から実施された。その内容は正金はジャワ銀行にギルダー貨で、ジャワ銀行は正金に円貨で、それぞれ無利子の当座勘定を設定し、相互に必要なに応じてギルダー貨、または円の資金を供給し、残高は相殺するが、残高が一定額を超過した場合にはその超過金の決済は米ドルで行ない、円対ギルダーの相場は100円につき44ギルダー30セントとするというものである。これによって日本は受払とも円建によることになったわけである。

これに続いて16年5月には、仏印との間にも対蘭印協定にならった為替取引の円建が実現された。すなわち、日仏両政府間に取り交された日本と仏印との間の経済協定に基づき、円対ピアストルの双務的清算協定が実施されることになったのである。

16年7月第3次近衛内閣が発足し、小倉正恒が大蔵大臣に就任した。このころから情勢はいよいよ悪化して、日本軍の南部仏印への進駐が行なわれるが、これを契機とする英・米・蘭による対日資産凍結令の発動、これに対抗した日本側の「外国人関係取引取締規則」(昭和16年7月28日大蔵省令第46号)(いわゆる外国人資産凍結令)の公布によって、英米系通貨との為替関係は断絶するに至る。こうして日本は太平洋戦争へと突入していくのであるが、この後は、円貨決済制の拡大のみが戦時における対外金融政策の中心となるのである。

第4章 太平洋戦争と大蔵省

第1節 開戦前後の財政金融措置

日米通商条約の廃棄通告以降、日本は資源獲得のため漸次南方進出を志向するとともに、昭和15年9月には独伊両国との三国軍事同盟を締結するに至った。これに応じて、アメリカはすでに実施していた対日輸出禁止政策を一段と強化した。こうして日本は英米その他の「反枢軸国家群」と完全に対立することになった。そして16年にはいると、対立はさらに尖鋭化し、7月2日の御前会議は、ついに、対英米戦も覚悟して南方進出を強行する国策要綱を決定し、21日には日本軍は南部仏印に進駐するに至った。

こうした事態の推移のなかで、日本経済は生産力拡充の物的資源を南方地域に求めることになったが、大蔵省もこの「大東亜経済圏」を基盤とする新たな戦時経済政策の遂行に力を注いだ。大蔵省の政策の重点は、国内では軍需生産力増強のために資金を必要方面に集中し、ますます膨張する軍事予算の消化を図るとともに、南方への進出に即応して、ここに円ブロックによる封鎖圏・経済圏を形成することにおかれた。

しかし、これらの政策は、大蔵省では新たな戦争が起こることを意識して進めたわけではない。15年7月に第2次近衛内閣は南進政策を体系づけた「世界情勢ノ推移ニ伴フ時局処理要綱」を決定し、その後陸軍部内では対米戦争の準備が論議されるに至ったが、大蔵省にこのことは伝えられていなかった。当時広瀬大蔵次官は、陸軍内部で戦争準備をしているという噂をたしかめるため、16年1月2日三宅坂の阿南陸軍次官の官舎を訪ねて「陸軍はアメリカと戦争をする気持があるか。それなら大蔵省に知らせてもらわねばならない。大蔵省は相当準備しなければならない。」と尋ねたが、阿南氏は「そういうことはな

い。アメリカと戦争する気持は持っておりません。」とはっきり明言したので、大蔵省では当時、戦争準備をしていなかったという（広瀬豊作口述—大蔵省大臣官房調査企画課『戦時財政金融史』）。すなわち、大蔵省は日露戦争の時のように、日米開戦の準備のための財政金融措置を独自に検討する体制を採ることはなかったのである。なお、16年1月に大蔵省印刷局は、陸軍の要求によって南方地域の軍票印刷を行ったが、これについて極東国際軍事裁判で問題となった。賀屋興宣は、後日そのことを次のように述べている（前掲書）。

「万一戦争が起こった場合、急に軍票を造るということはできないから、あらかじめ用意しておく必要がある。大蔵省の考えは言うまでもなく、世の中はどのような変化が起こるかもしれない。そのとき急に今から戦争があるからと言って、半月や一月で軍票の用意はできない。とにかく国際情勢が険悪であるから用意するというので、注文したものではないかと思えます。しかし、（蔵相）就任の後にその取扱手続きを決めるような案が出ましたのは、さきほど申しあげたように、11月1日に最小限の要求を聞かなければ開戦もやむをえないと決定するちょっと前であると思えます。……戦争のためにやるものではないが、万一情勢が変化して必要になったときの用意にすぎないことを、明瞭に認め、（取扱手続きに）文書を添付した。この文書は大蔵省に保管されてあったので…これで一応「大蔵省が日米戦争を準備した」という問題の意味が国際裁判で明瞭になったわけであります。」

昭和16年9月には、事態がさらに悪化した。前から続けられていた日米外交交渉が難航している間に、国策は強硬方針に傾き、9月6日の御前会議では、ついにわが国の要求が貫徹される見込みのない場合は対米開戦を決意するという「帝国国策遂行要領」（第1次）が決定された。ここにいたって陸軍は日米交渉の打切りを主張し、10月18日、東条内閣が成立した。そして11月1日朝から大蔵大臣も参加して行なわれた政府・大本営連絡会議は「武力発動ノ時機ヲ12月初頭ト定メル」国策遂行要領を決定し、5日の御前会議はこれを原案どおり採決、ここに開戦の方向は決定的となった。

ここに至り、開戦に備える財政措置がとられるに至った。臨時軍事費は10月末にすでに予備費もなくなっていたので、政府は緊急の経費にあてるため、11月1日及び5日の2回にわたり、勅裁を経て1億9,300万円の予算超過支出を行なった。この支出は、一般会計の第二予備金支出及び国庫剰余金支出の受入れでまかなわれた。次いで

11月15日、第77臨時議会在が召集されたが、政府は同議会在に当面必要な戦費を内容とする臨時軍事費予算第6次追加38億円を提出し、その協賛を得た。これは日米開戦を前にして新たに編成された臨時軍事費の追加予算であり、その財源はすべて公債によった。

昭和16年12月8日、日本は米英両国に対して宣戦を布告した。開戦当日、政府は「戦時非常緊急対策」を発表した。これは大蔵省が敵の来襲等による混乱時に備えて、すでに16年1月から、あらかじめ準備していた金融非常対策であった。その内容は、第1に、金融機関の支払制限が絶対に起こらないようにす



昭和16年12月8日に頒布された開戦の詔勅

るために、日銀・台銀・朝銀に対して資金融通または債務保証を命じ、預貯金の保護を図る。第2に、罹災者が戦災によって債務返済が困難になった場合に対処して、戦災手形等の割引に関する融資を3銀行に命令する。第3に、緊要産業が非常の事由で債務返済が困難となった場合には、興銀・勸銀をして貸出金の肩代りまたは保証を行なわせること。第4は、金融機関に預金代払いを行なわせるための特別措置を講ずることなどを声明したのである。すでにその前銀行局は、金融非常対策を準備する立法手段として政府が指定する金融機関等に対し、資金の運用のみならず、債務の引受けまたは債務の保証に関し必要な命令をなすことを得るよう、総動員法第11条の改正を行なう方針をとった。この改正案は16年初頭の議会で提出され、3月から施行されたが、金融非常対策は極秘のうちに準備する建前になっていたため、議会の審議では、万一の場合に備えての金融上の準備という説明を避けて、単なる技術的な改正にすぎないという説明が行なわれた。前述した軍需手形引受制度も、この改正を基礎に作られたものである。開戦に際し発表された「戦時非常緊急対策」は、開戦による金融界の動揺をやわらげようとした一種の人心安定策であった。

開戦直後の12月16・17の両日、第78臨時議会が開かれたが、政府は再び緊急の需要を満たすために必要な戦費を臨時軍事費第7次追加として同議会に提出し、可決された。その歳出予算額は合計28億円であり、全部公債を財源とした。開戦をはさんで前後2回にわたって行なわれた臨時軍事費の追加分は、開戦時の特別の経費にあてる財政措置であった。

第2節 太平洋戦争下の財政運営

日米開戦により戦費は一段と膨張し、財政の負担はさらに加重されることになった。日露戦争の際の戦時財政は、戦費の4割までを英米からの外債に依存することができたが、このたびの戦争では独伊との同盟があったとはいえ、財政的にはこの同盟はなんの役にもたらず、財政は自力でまかなっていかなければならなかった。したがって、財政の運営はきわめて苦しいものになった。

まず太平洋戦争期間中の財政状態を、数字の面から概観しておこう。16年から20年に至る間の歳出決算額をみると、一般会計は81億3,000万円から215億円へと2倍半以上に、各特別会計（臨時軍事費及び臨時陸軍材料資金会計を除く）は277億円から783億へと3倍近くに激増している。臨時軍事費特別会計の年度別実際支出済額は、16年度の94億9,000万円から19年度の734億9,000万円へと3年間に8倍近く膨張している。20年度には外地支払分はすべて外資金庫の勘定として臨軍会計には計上しなかったため、臨時軍事費支出済額は146億7,000万円にとどまったが、この外資金庫から国庫に納入されて外地支払いにあてられた金額は、20年3月以降だけで5,228億円の巨額に上っている。つまり戦費の激増に伴って、財政の運営は臨時軍事費特別会計を中心として行なわれるようになり、一般会計では経常部歳出の割合が減少するのに対して、臨軍会計への繰入れが主要経費となり、20年度には、ついに総額の3分の1以上が臨軍会計に繰り入れられる状態となった。また特別会計においても繰入額は激増し、鉄道・通信・専売の政府事業収入は戦費の一財源とみなされるに至った。

一方、このような巨額な経費をまかなう財源を求めることは、日華事変期よりいっそう困難になり、深刻になった。まず日華事変期に引き続いて毎年大幅な増税を行なったが、歳出の膨張は税収の増加をはるかに上回って進行した。そこで、公債への依存度は一段と高くなった。臨軍会計の財源は大部分公債であったが、一般会計でも公債への依存度を高めざるをえなくなった。そこで公

債の発行規模は拡大する一方であった。このような大規模な増税と巨額の公債の発行は、国民の担税力と公債消化能力の限度に達するまで実施されたが、それでも戦費の急膨張には追いつかなかった。そのため国内財源のほかに現地からの収入により戦争財政をまかなう方針がとられた。すなわち、18年度以降外地・占領地の特殊金融機関からの借入金による現地資金調達が実施された。戦争財政の運営がいよいよ苦しくなった昭和19年度をとってみると、一般会計と臨軍会計との歳入総計807億円のうち、租税収入が112億円（14%）、公債及び内地の借入金292億円（36%）、現地借入金342億円（43%）となっており、全歳入の半分近くが現地調達でまかなわれるに至った。しかし、臨軍会計に計上された現地借入金は戦費の現地調弁の一部にすぎない。

外資金庫が20年3月に設立されて、現地金融機関からの政府借入金を肩代わりしたほか、20年になってからの現地における戦費の支出は同金庫の勘定に移され、同金庫による外地支払分は巨大な金額に上ったことは先にも述べたとおりである。

以上は太平洋戦争中の財政運営の大要であるが、次に、これを予算編成、租税、公債及び借入金に分けて、大蔵省の行政を述べてみよう。

1 昭和17年度以降の予算編成

太平洋戦争の開始により財政の運営はいよいよ苦しくなっていたが、それは、予算編成のうえに集中的に現われた。以下、年度を追ってその状況を通観しよう。

(1) 昭和17年度予算の編成と施行

昭和17年度予算の編成は日米関係の緊迫した情勢のもとで進められたが、まだはっきりと開戦に備える体制をとらず、情勢のいかんにかかわらず、引き続き必要な経費のみを計上することを根本方針とした。しかし、それでも軍事費の急膨張は必至であった。すでに輸入困難から物資不足は深刻化していたので、軍需がさらに急増すれば、悪性インフレの危険性は十分あった。これを抑

制しつつ軍需を満たすためには、軍事費以外の予算を高度に圧縮するよりほか道はない。そのため予算編成にあたって、重要国策の閣議先議の原則がとられた。これに伴って大蔵省の査定も、各省の概算要求よりも閣議で決められた重要経費を優先させ、新規要求は原則として否認し、既定経費にもきびしい削減を行なった。各省の復活要求については事務当局間の折衝を行なわず、直接に次官相互の折衝に移す方式がとられた。また軍事費に関しては、一般会計と臨軍会計に二分することをやめ、一般経費と区別して臨時軍事費一本で処理することとしたので、この年から、本省費以外の陸海軍省費は大部分臨軍会計に移管された。

戦争開始により、政府は戦争遂行に必要な諸措置を早急に決定する必要に迫られ、開戦直後の議会で臨時軍事費追加予算を提出するとともに、16、17両年度の追加予算の編成に着手した。追加予算での計上基準も、緊急でしかも実行可能性の確実なものに限られ、継続事業で完成に3年以上を要するものは、すべて計上を見合わせるようになった。

こうして17年度予算は、当初予算の編成後まもなく開戦を迎え、さらに前後3回追加予算を加えた。その総計歳入90億円、歳出93億円であった。この年には陸海軍省費の大部分が臨時軍事費に移管されたため、一般会計の増加は前年より少なかったが、臨軍会計の17年度追加は180億円という巨大な額となり、前年より6割も膨張した。財政運営の中心は全く臨時軍事費に移ったわけである。いまや財政の規模は国民所得のなかばを越えるに至り、政府は少しでも財政膨張を抑えるために、予算の実行当初から支出節減方針をとり、徹底的な行政の簡素化を実現することを決めた。

(2) 昭和18年度予算の編成

昭和18年度予算は、17年度予算と異なり、もはや応急的な戦争遂行予算ではなく、太平洋戦争開始後初めての本格的戦時予算として編成された。それは、17年になってから始められた金融機構の再編成と表裏一体となって、「大東亜共栄圏の建設」を基盤とした戦時経済を固めることが目標であった。この予算

の編成方針は17年7月に定められたが、同時に初めて「重要事項予算統制大綱」が閣議決定された。

この大綱は先に述べた「財政金融基本方策要綱」の主旨に従い、予算編成に先だって重要国策を先議画定し、その統一的予算化を完全に実現しようとするものであった。そして重要国策は軍事及び防空、生産力の拡充、「大東亜」建設、食糧増産、人口増強及び文教刷新とされ、財政の許容する範囲でこれを優先して予算化する方式がとられた。予算の査定においては、いっそう重点主義と効率主義が強化された。こうして組み上がった予算は前年度より11億4,000万円増加して99億9,555万円であった。しかし、緒戦のはなばなしい戦果にもかかわらず、戦況は期待された成果とは全く反対に、連合軍の抵抗はこの年の8月からしだいに強力となり、戦争の長期化は不可避となった。そのため一般会計の予算は、さらに5回にわたって総額44億4,500万円が追加された。このようにして18年度の予算総額は、結局において一般会計144億5,990万円、臨時軍事費270億円、その他を含めて純計は370億9,065万円で、前年に比し123億円余、約50%の増加となった。

(3) 昭和19年度予算と予算の単純化

昭和18年にはいると、戦局はすでに一変して、連合軍は本格的反撃の準備を進め、日本は守勢にたった。いまや補給線の維持が死活の問題となり、船舶と航空機の増産に全力が注がれたが、一方、国内経済はすでに多方面にわたって支障を生じていた。政府は9月22日に「国内態勢強化方策」を定めて、航空戦力の躍進的拡充、食糧自給態勢の確保、国内防衛態勢の徹底的強化を図ることにした。この具体策としては、行政運営の決戦化、国民動員の徹底、国内防衛態勢の強化、重要企業の国家性明確化、海陸輸送の一貫強化、租税及び国民貯蓄の強化、配給制度の強化などを決めた。この方針は、19年度予算で予算化されることになり、予算において新規施設は全く戦争遂行に必要なものに限定され、それを軍事・防空の強化、戦時外交の推進、重要物質の生産増強、輸送力の徹底的増強、食糧自給と国民保健、科学技術の向上の6つの項目に集約し

た。

またこの年には予算に弾力性を与え、戦局の進展に即応した施策の適時適切な実施を行なうため、18年10月「予算ノ徹底的単純化ニ関スル件」が閣議決定された。これは予算費目の統合整理、特別会計の改廃整理、予算編成の敏速化、前金払い、概算払い等の拡張による予算実行の機動化、決算事務の簡捷化、会計諸法規の改正等



珊瑚海の花戦（昭和17年5月）（共同P提供）

を含むものであった。これにより予備金の増額は特に顕著となった。次いで11月には決戦事態に即応して重要事項の効率主義ののっとり、十大先議事項が決定された。施策の重点強化を図るため、先議案件は前年に比べ約3分の1に圧縮されたが、この案件は優先して予算化され多くの経費を計上した。

こうしてまとまった19年度本予算は総額154億1,596万円、これが前年に比べて著しい増加にならなかったのは、戦局の変化に応ずる経費と決定の困難であった諸経費が、追加予算に回されたためであったが、その後3回の追加で、結局一般会計歳出総計は218億3,822万円となった。一方、臨時軍事費のほうは19年度分として最初380億円の予算が計上された。これは前回は4割も上回るものであったが、それでも1年間の戦費をまかなえず、さらに250億円を追加、この年の一般会計と臨時軍事費会計の歳出純計は776億3,258万円にのぼり、前年の2倍以上となった。そして、このうちの252億円は現地借入金であり、財源における占領地収入の比重が特に重大性を増したのである。

(4) 昭和20年度予算の編成

昭和20年度予算の編成方針は19年7月25日の閣議で決められた。このときすでに日本軍の敗色は濃厚で、敵軍は日本本土にひしひしと迫っていた。国内の

戦争資源の不足は決定的となり、食糧不足も深刻であった。このなかで東条内閣が辞職し、小磯内閣が成立した。同内閣は国土防衛を主眼とし、石渡蔵相のもとでまとめられた編成方針も国家総力の戦列結集を完遂し、政府施策の目標を臨機即応、国難突破の一点に集中することにした。

こうしてまとめられた本予算は、当初と追加を含めて、最終的には289億5,100万円となり、臨時軍事費は850億円の巨額に達した。一般会計・臨時軍事費会計の歳出合計は、国民所得の115.3%という数字に達し、財政の運営は完全に行きづまったのである。

2 増税と納税施設の整備

太平洋戦争開始後は、昭和15年の中央・地方を通ずる税制改正に匹敵する根本的な改正は行なわれなかったが、急増する戦費の財源の一部にあてるため、毎年増税につぐ増税が行なわれた。しかもこれらの増税は、税額においてはいずれも日華事変期の増税をはかるに上回る大幅な増税であった。各年の主要な改正点は次のごとくであった。

(1) 昭和16、17年度の増税

太平洋戦争下で最初に実施された増税は、戦争開始直前、第77議会に提案された、間接税中心の増税であった。増徴範囲は酒税、遊興飲食税、物品税、清涼飲料税、砂糖消費税、通行税、入場税等間接税の全面的な大幅引上げで、増収見込みは平年度6億3,600万円であった。これらは、通行税を除いて、16年12月から実施された。

これに続いて、戦時財政下第6回目の増税が17年度から実施された。これは、直接税を中心とするもので、分類所得税の税率引上げ、免税点ないし基礎控除額の引下げが行なわれたほか、法人税、特別法人税、臨時利得税、相続税、織物消費税、物品税、印紙税について税率引上げを行ない、さらに電気ガス税、広告税、馬券税の3つを新税として創設した。これまでの増税がせいぜい6億円程度の増収を見込んでいたのに比して、この時の増収見込額は11億5,

500万円に上り、増徴の規模は日華事変期とは格段の違いであった。

(2) 昭和18年度の改正

昭和18年度には間接税を中心とした大幅な増税が実施された。増税の主眼点は消費の徹底的な抑制と、浮動購買力の吸収におかれ、必需的でない商品やサービスはすべて課税の対象とされた。この改正により酒税、清涼飲料税は平均10割の引上げのほか、砂糖消費税、遊興飲食税、入場税、物品税も増徴され、同時に特別行為税が新税として創設され、写真撮影、整髪美容、染色仕立、表装、印刷製本の行為が課税対象となった。

なお、「臨時租税措置法」を改正して、生産増強や産業再編成に関係あるものや生活必需品については、相当の考慮が払われた。このときの増税による増収額も大きく、平年度11億4,500万円であった。

(3) 昭和19・20年度の改正

太平洋戦争開始後2カ年の間にすでに30億円近い増税が行なわれてきたが、それでも財政の急膨張には及ばず、歳入総額における租税の比重は毎年低下し、財政の基礎は著しく弱くなった。戦争は長期化する形勢にあり、財政の健全化を図り、また浮動購買力を抑制していくためにも、さらに大規模な増税を断行しなければならなくなった。大蔵省はすでに18年度の増税の時に、翌年度はさらに大規模な増税を実施しなければならぬと考えていた。それでこの時の増税は、19年度において一挙に22億7,000万円、平年度25億8,000万円の増収を見込むという、前回までの2倍にあたる規模の増税が立案された。増徴は所得税の10億2,000万円の増収を中心として、現行のすべての直接税、間接税に及んでいた。毎年大幅増税に加えて今回はさらにこれを上回るものであったから、増税に関して世論は現行税制においては税率引上げはすでに限界に達したとみ、これ以上の増収を得るためには根本的な税制改正を再び断行するか、新税の創設を行なう必要があると主張した。そして当時一般には財産税、売上税及び愛国税と呼ばれる戦時国民税の創設が唱えられた。特に財界からは「皇国租税理念」の高揚により、精神的・道徳的に訴える徴税方式が建議された。

主税局でもこの意見を取り入れ「皇国租税精神調査課」を新設して、日本的納税観を普及する案が考えられた。同調査課は結局設置されなかったが、非公式に、「皇国租税理念調査会」が主税局に作られた。しかし、大蔵省としては、この際、新税の創設や税制の根本的改正を行なうには、その準備に日時と人員を要し、また無用の摩擦を起こしやすく円滑な運用をさまたげるから、さしあたり、現行税率の引上げで増税を行なう方針をとったのである。こうして19年になると、増税も国民の担税力の限界につきあたることになった。

しかし20年度には、また財源の不足が大きくなり、戦時下のさらなる増税が実施された。法案は20年2月に成立し、増収見込額は20年度19億2,300万円、平年度18億円であった。

(4) 納税施設の整備

日華事変以来の毎年わたる増税に伴い、国民の担税力が低下してくると、徴収成績の悪化が行政上大きな問題となった。実際、17年にはいると国税滞納額は急増し、17年度の所得税滞納人員は、日華事変期では14万人程度であったのが34万人にふえ、国民全体の滞納額も、これまで最高の15年に比べて2倍近くに達した。

そこで税務署の拡充など徴税行政を強化するとともに、国の徴税を補助させるための納税施設の整備や新たな納税方式の検討に力が注がれた。主税局では納税を貯蓄奨励と結合して促進する方策として、民間の金融機関を動員する納税方法を検討し、「国税予納制度」、「戦時納税貯蓄制度」、「租税証券制度」などが研究された。その結果、18年3月には「納税施設法」(昭和18年法律第64号)を公布し、各種の民間施設に徴税行政の補助的役割を持たせることになった。同法は第1に、町内会、部落会、納税組合を法制上の団体として認め、政府がこれを援助するとともに指導監督すること、第2に、法人に納税積立金を義務づけること、第3に、納税準備預金制度を設けて、これを優遇すること。第4に、租税の貯蓄納付制度を設け、税額の3倍に上る貯蓄をしたときは当該租税を納付したものとみなすこと、の4点を内容としている。

なお、これより前、16年7月には大蔵省令(昭和16年第47号)により、日本銀行が大蔵大臣に届け出て国税代理店を設置できることとして国税収納機構を拡充し、17年2月には「税務代理士法」(昭和17年法律第46号)が制定されて、すべての税務代理士が法的規制を受けることになった。

以上述べたように、太平洋戦争期には日華事変期を上回る増税が行なわれたので、租税収入額は顕著な増大をもたらした。しかし、歳入総額の中で租税収入の占める割合は漸次低下した。17年度には3割程度であったものが、19、20年度には2割以下になってしまった。

3 公債の増発と消化政策

太平洋戦争開始後、戦費は一段と膨張したので、戦費調達のため財源としてますます公債及び借入金に依存せざるをえなくなった。臨時軍事費財源の95%以上は公債によっていたが、この公債は17年1月から「大東亜戦争国庫債券」と称せられ、17年113億円、18年164億円、19年251億円、20年254億円と、年々発行額は増加した。一般会計の歳入補填公債は、「財政金融基本方策」では発行しないことをうたっていたので、17年度は3億0,800万円(3.3%)にとどまったが、その後一般会計の臨時軍事費繰入れが多くなったから、赤字公債も戦費財源と考えられるにいたり、18年度18億円(13.5%)、19年度53億円(25.6%)、20年90億円(38.5%)と増加していった。また内地、外地の鉄道・通信事業会計からも臨時軍事費繰入れが巨額に上ったため、これらの会計でも収入不足分をまかなうため公債を増発することになった。こうして、この時期にはあらゆる公債が軍事公債に結びつけられたといつてよいであろう。政府の国債政策の基本的な考え方ももっぱら戦争目的を中心とするようになり、賀屋蔵相は「国債が増大スレバスル程戦争ニ勝ツ可能性が多イト思フ。……勝ツ為ニハ戦争生産力ノ増大ガ必要デアル。故ニ多クノ公債ヲ出シテ戦争生産力ヲ増大シ得ル状況ガ勝ツ為ニ必要デアリマス」と力説した(第84議会衆議院委員会答弁、昭和19年1月25日)。

国内における公債の増発のほか、18年度からは臨時軍事費の財源として現地借入金が大きな比重を占めるが、これについては節を改めて述べることにする。

これらの巨額な日銀引受公債をいかにして円滑に消化するかということは、戦争中の大蔵省の重要課題の一つであった。国債の消化については「財政金融基本方策」で具体的計画と実行方策の改定が取り上げられた。大蔵省は法的手段による国債の強制保有を行なわせることを避け、国民の積極的協力により行なうことをたびたび表明した。しかし戦争開始後の消化方策は、實際上しだいに強制的傾向を濃厚にしていった。戦争開始前は経済金融機関による消化目標額の自主的改定、目標額達成の自主的努力を建前にしていたが、いまや資金計画の一つとして立てられた公債計画に基づき、消化目標の達成については、金融統制会が主体となって、各種金融機関に対し資金蓄積と公債消化の目標額を示達し、資金の吸収と運用との計画表を徴集して、国債消化額を割り当てるようになった。同時に、従来からとられてきた課税上における国債の優遇措置は、17年度以降の増税の際にも引き続き行なわれた。

これと同時に国債の大衆消化にも力が注がれた。国債消化資金を確保するために、日華事変以来の国民貯蓄奨励運動はますます強化されていった。特に国債消化の促進のために創案された方法は、国債貯蓄制度と小額国債売買制度であった。18年以降は、隣組組織を通ずる国債貯蓄に重点が向けられ、一般個人にも、なかば強制的に国債が割り当てられるようになった。

4 現地借入金と外資金庫からの戦費調弁

日華事変以降、戦地における軍費の支払いは軍票あるいは現地に設立された中央発券銀行の銀行券をもって行なわれた。軍票については、昭和12年10月22日の閣議で「軍用手票発行要領」が決定され、「原則トシテ支那（北支方面ヲ除ク）ニ於ケル派遣軍ノ軍人軍属ノ俸給以外ノ支払ニ充ツル」ために軍票を発行することになり、この「要領」に基づいて、中国に対しては同日「支那事変

派遣部隊経費支弁軍用手票取扱手続」（20年2月に「昭和12年軍用手票取扱手続」と改称）が、また南方においては16年11月1日に「南方外貨表示軍票取扱手続」が、いずれも「大蔵大臣達」として出された。軍票の使用範囲は13年9月から拡張され、軍人軍属の俸給等にも使用されることになった。また上記の「要領」によれば、軍票発行の担当者は大蔵省理財局であり、日銀は軍票を受領すると別口預金に受け入れ、国庫金総括帳の「軍票発行高」の科目で整理することになった。そして、これらの軍票の兌換は事実上停止されていた。その後現地の通貨工作が進み、各地に発券銀行が設立されるに及んで、しだいに現地銀行の発行する銀行券が軍票に代わって戦費支払いの手段として使われるようになった。これらの銀行券も、もちろん正貨準備をもっていなかった。いま、各地ごとに戦費支払いの手段として何が使われたかの経緯を概説すると、次のとおりである。

満州における軍事費の支払いには、当初から一貫して満州中央銀行



日本軍が南方地域で使用した軍票

券が使われ、これに対しては、臨軍費会計からの国庫送金によって処理されていた。

華北においては、日華事変勃発当初、朝鮮銀行券が使われた。しかし、事変の拡大とともに朝銀券の増発が行なわれ、そのため中国法幣に対する価値が著しく下落したので、これに代わって河北省銀行券を軍票として採用することになった。これは当時法幣とだいたい等価で流通していた中国の通貨で、これを円と連絡して使用したが、それでも物資の調達はうまくいかなかった。そこで現地における通貨工作が進められ、13年3月には中国聯合準備銀行が現地発券銀行として創設され、この銀行が新しい通貨（聯銀券）を発行した。その結果、同年9月以降は、軍の支払いにはもっぱら聯銀券が用いられることになった。

華中においては最初日銀券が使われ、また12年11月からは軍票も併行して使われたが、華南では最初から軍票が使用されていた。しかし、13年11月からは上海を除く華中・華南一帯において軍票一本に統一することが決定された。さらに14年12月からは上海においても日銀券の流通を禁止し、全く軍票に一元化されることになった。その後、16年1月、南京に中央儲備銀行が設立され、同行発行の新しい法幣である儲備券が基本通貨と定められたので、以後は軍票に併行して儲備券が使われることになった。儲備券の流通をさらに徹底するために各種の措置が講ぜられたが、18年4月に至り軍票の新規発行停止、儲備券一本化の方針が実施されることになった。

南方諸地域では、作戦軍はあらかじめ用意した各地域別現地通貨表示の軍票を携行し、これを現地既存通貨と等価に流通させた。この種の軍票が使われた地域は、フィリピン・インドネシア・マラヤ・北ボルネオ・ビルマ・南洋諸島であった。17年2月に南方開発金庫が軍票経済下の南方占領地の中央銀行として設立されたが、同行は18年4月から南発券の発行業務を開始し、それに伴って軍票は南発券に替えられた。なお、南方諸地域のうち、インドシナでは軍票の使用は少なく、支払いは主として印度支那銀行券ピアストル貨によって行な

われ、タイではタイ銀行券パーツ貨が使用された。前者は「日・仏印経済協定」で取り決められた円ピアストル双務清算決済制により、18年1月からは新たに導入された特別円制度により正金銀行によって調達されたものであり、後者は16年12月の日・タイ間の覚書に基づき、タイ政府の日本への借款によって正金銀行を通じて調達されたが、17年11月からは特別円制度を通じてタイ政府から供給されることになった。

以上でみたように、現地軍費の支払いには現地発券銀行の発行する銀行券が使われるようになった。この現地通貨による軍事費の支払いは、現地銀行の日本側銀行に対する円預金を見合いとして行なわれたものであるが、現地通貨の見合いとなるべきこの円資金は、臨軍会計からの国庫送金によりまかなわれた。ところが、現地では戦費支払いの増大により、物資の裏づけのない巨額の現地通貨が散布されたため、インフレは猛烈な勢いで進行した。この現地の物価騰貴は、円と現地通貨との固定換算比率の維持政策をとっていたため、直ちに臨軍会計の膨張を引き起こし、公債の発行をいよいよ増加させる結果をまねいたのである。しかも国内においては、国債の消化はしだいに困難になっていた。そこで国債の新規発行を抑制する必要から、国債の発行に代わって現地借入金の制度がとられるにいたったわけである。

この制度は、18年度から中国及び南方地域について、また19年度から満州・タイ国・インドシナについて実施された。これら現地通貨による借入金は、聯銀券については朝鮮銀行から、儲備券・ピアストル貨・満銀券については正金銀行から、南発券については南方開発金庫から、タイ国パーツ貨については日本銀行から借り入れられた。すなわち、借入金収入は日本側銀行により現地通貨をもって日本銀行現地代理店に納入されたのであるが、これに必要な現地通貨資金は、日本側銀行と現地銀行との間の預け合い契約（満州の場合は貸上資金融通契約、インドシナ・タイの場合は特別円勘定の操作）によって調達されたのである。預け合いとは、二つの銀行が相互に同額の預金を預け合うのであって、現金の預け入れはなく、単に帳簿上の操作にすぎないものであった。つま

り、日本側銀行現地支店では、同店における現地銀行の日本円預金勘定を貸方に記入し、また現地銀行は、この金額に相当する現地通貨を日本側銀行支店の現地通貨預金勘定に貸方記入するという方法によって、日本側銀行は所要の現地通貨資金を調達したのである。

このようにして現地借入金の制度を作っても、それは単に公債を借入金に振り替えたにすぎず、臨軍会計にはやはり借入金が計上されるから、日本政府の将来の財政負担が増大することには変りはなかった。しかも現地物価の騰貴はますます激しくなったから、臨軍会計に対して直接大きな影響を及ぼした。そこで、日本円と現地通貨との間の交換公定レートを変更することなく、臨軍予算そのものの計数を圧縮し、あるいはその膨張を抑えるための措置がぜひとも必要であった。このような措置として生み出されたのが外資金庫であった。

外資金庫は19年12月29日の閣議でその設立が決定され、20年2月9日公布の「外資金庫法」(昭和20年法律第2号)に基づいて、3月1日から業務を開始した。資本金は5,000万円、全額政府出資とし、第1回払込みとして1,000万円が国債で行なわれたが、その後の払込みはなかった。その組織は、大蔵次官を理事長に、主計局長、外資局長、日銀・正金・朝銀・南発金庫の代表者を理事とし、本店を大蔵省外資局内に置き、代理店を正金上海支店及び張家口支店、朝銀北京支店、南発各支店に置いた。

外資金庫は「大東亜戦争=関シ、国家ノ政策=即シ、在外資金ノ調達運用ヲナス」ことを目的とし、業務の内容は次の三つであった。

- (1) 政府に対する国外払い臨時軍事費資金の貸上げ
- (2) 陸海軍の国外払い臨時軍事費予算中の物件費の調整
- (3) その他政府の命令による必要な資金の運用調整

このうち、業務の中心は(2)の物件費の調整にあった。すなわち、外資金庫は、従来政府に対して戦費の貸上げを行っていた日本側銀行から、政府に代わって所要資金を借り入れ、そのうち臨時軍事費予算に計上された額については、資金を政府に貸し上げ、予算計上額を超過する金額については、政府の支

第6-3表 外資金庫による軍費の価格調整率
(臨時軍事費予算額を1とする倍率)

区 分 (年月)	陸 軍		海 軍	
	価格調整金	現地の使用 可能限度	価格調整金	現地の使用 可能限度
1. 中国で使用される軍費				
昭和20年3月	19	20	9	10
" 4月	19	20	19	20
" 5月	49	50	49	50
" 6月	49	50	49	50
" 7月以降	129	130	129	130
2. 南方で使用される軍費				
昭和20年3月	4	5	19	20
4月以降	4	5	4	5

注：本表の価格調整率は外資調達協議会において決定されたもの。

出典：閉鎖機関整理委員会『閉鎖機関とその特殊清算』254～5ページ。

払先に対し、金庫自身の負担で価格調整金として支給した。価格調整金と予算計上額との比率価格(調整比率)は、各占領地域の物価状況に応じて、大蔵省内に設けられた外資調達協議会で随時決定された。20年の3月以降決定された価格調整率は第6-3表のとおりであって、これによれば、臨軍費予算の数十倍、末期には130倍にあたる金額が現実に戦費として支払われていたのである。なお外資金庫によって調整する範囲は、中国(満洲、香港、海南島を除く)及び南方(タイ、インドシナを除く)地域にある陸海軍機関が現地で支払う物件費に限られていた。

上述のように、現地で使用される戦費は、そのうちのごく少部分だけが臨軍会計の負担となり、残りの大部分は外資金庫の調整資金でまかなわれることになったのであるが、現地においては、内地で決められる価格調整率とは関係な

く、一括してすべて外資金庫が戦費を調達した。そして、ただ中央でのみ、臨軍会計負担分を外資金庫の対政府貸上金として別途整理することとした。しかし、実際には臨時軍事費負担分と外資金庫引受分とを、取引のつど区別することはきわめて煩雑であるため、後日一括して整理することにしたまま、その手続なしに終戦に至った。したがって、外資金庫からの政府貸上げはついに行なわれず、現地における戦費支出の金額が外資金庫の調整資金でまかなわれた結果となったのである（臨時軍事費会計には外資金庫からの借入金368億6,900万円があるが、これは設立に伴い朝銀・正金・南発金庫の有する政府貸上金債権を承継したものである）。

外資金庫の資金調達は二つの方法で行なわれた。一つは「預け合い」によるもので、他の一つは現地における寄付金または納付金の受入れであった。

「預け合い」の操作は次のとおりである。外資金庫は、朝銀・正金・南発金庫との間に預け合い勘定を設定し、朝銀と正金は中国聯合準備銀行、中央儲備銀行との間に従来どおり預け合い勘定をもった。外資金庫はこれら日本側銀行に設けられた預金勘定から所要の現地通貨資金を引き出して軍に供給し、日本側銀行はそれに見合う金額を現地銀行に設けられた預金勘定から引き出して、これを外資金庫に供給したのである。外資金庫は日本側銀行に対する預け金を引き出すと同時に、それに見合う金額を「政府支払勘定」としてその資金に記帳することになっていたが、実際には「納入金」として処理したまま終戦となった。この納入金額は、20年3月改定以来終戦までの間に5,228億円の巨額に上ったのである。

現地における寄付金または納付金による方法で、実際に外資金庫が受け入れたものは、正金銀行の金塊現地売却利益金、日中間貿易差益金、華中における対日送金調整料、軍需物資納入組合からのたばこ売買差益金であった。その総計は、終戦後(20年9月)5,026億3,500万円となり、そのうち大部分は金の売却益であった。このような寄付金及び納付金によって、外資金庫の膨大な損失金の大部分が補填されたのである。

日本軍の軍費調達について、地域別・時期別に調達の方法及び条件を記した資料を次に掲げておく。この資料は、日付、作成部局の記入はないが、終戦後間もない頃、大蔵省外資局で作成したと推定される資料である。

国外払軍費調達方式＝関スル調

一、満州国

(一) 第1期(昭和19年8月以前)

政府ニ於テ国庫金ヲ満州中央銀行東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル同行
新京支店ニ送金ス

(二) 第2期(昭和19年9月以降)

(1) 政府ノ調達

横浜正金銀行新京支店ヨリ政府ニ貸上グルモノトシ之ヲ日本銀行
新京代理店ニ納入ス
貸上ノ条件左ノ如シ

- 1、表示通貨 日本円建
- 2、利 率 日歩9厘
- 3、期 間 5箇年 但シ期間満了セバ之ヲ更新継続シ得
- 4、利 払 年2回(3月1日及9月1日)日本円ヲ以テ支
払

(2) 正金ノ貸上資金調達

正金新京支店ハ正金ト満州中央銀行トノ国庫金支払ノ為ノ貸上資
金融通ニ関スル契約に基キ満州中央銀行ヨリ国幣ノ借入ヲ為ス
右借入ノ主要条件ハ前記政府ヘノ貸上ノ主要条件ニ同ジ

二、支那(香港及海南島ヲ除ク)

(一) 第1期(昭和18年3月以前)

(1) 北支分ニ付テハ政府ニ於テ国庫金ヲ日銀本店ヲ通ジ同行代理店
タル正金北京支店ニ送金ス

(2) 蒙疆分ニ付テハ政府ニ於テ国庫金ヲ日銀本店ヲ通ジ同行代理店

タル正金北京支店ニ送金シ更ニ必要ニ応ジ同店ヨリ正金張家口支店ニ送金ス

(3) 中南支分ニ付テハ軍票ノ発行ニ依ル

(二) 第2期(昭和18年4月ヨリ昭和20年2月マデ)

(1) 政府ノ調達

- 1、北支分ニ付テハ鮮銀ヨリ政府ニ貸上グルモノトシ貸上金収入ハ連銀券ヲ以テ日銀代理店タル正金北京支店ニ納入ス
- 2、蒙疆分ニ付テモ鮮銀ヨリ政府ニ貸上グルモノトシ貸上金収入ハ連銀券を以テ日銀代理店タル正金北京支店ニ納入シ必要ニ応ジ同店ヨリ正金張家口支店又ハ蒙疆銀行ニ送金ス
- 3、中南支分ニ付テハ正金ヨリ政府ニ貸上グルモノトシ貸上金収入ハ儲備券ヲ以テ日銀上海代理店ニ納入ス
- 4、右3者ヲ通ジ貸上ノ主要条件ハ左ノ如シ
 - (A) 表示通貨 日本円建
 - (B) 利率 当初日歩9厘5毛、其ノ後年3分5厘ニ改訂
 - (C) 期間 5箇年
 - (D) 利払 年2回(3月1日及9月1日)

当初日本円ニ依ル支払ナリシヲ其ノ後現地通貨ニ依ル支払ニ変更

(2) 鮮銀及正金ノ貸上資金調達

- 1、北支分ニ付テハ鮮銀ト連銀間ノ預ケ合契約ニ基キ鮮銀北京支店ニ於テ同店ニ於ケル連銀ノ日本円預金勘定ヲ貸記シ連銀ハ右金額ニ相当スル連銀券ヲ同行ニ於ケル鮮銀北京支店ノ連銀券預金勘定ニ貸記スル方法ニ依リ鮮銀ハ所要ノ連銀券資金ヲ調達ス
- 2、蒙疆分ニ付テモ鮮銀ト連銀間ノ預ケ合契約ニ基キ連銀券資金

ヲ調達シ之ヲ必要ニ応ジ正金北京支店ヲ通ジ正金張家口支店又ハ蒙疆銀行ニ送金ス

- 3、中南支分ニ付テハ正金ト儲銀間ノ預ケ合契約ニ基キ正金上海支店ニ於テ同店ニ於ケル儲銀ノ日本円預金勘定ヲ貸記シ儲銀ハ右金額ニ相当スル儲備券ヲ同行ニ於ケル正金上海支店ノ儲備券預金勘定ニ貸記スルノ方法ニ依リ正金ハ所要ノ儲備券資金ヲ調達ス

4、右3者ヲ通ジ調達ノ主要条件ハ左ノ如シ

- (A) 表示通貨 日本円建 但シ償還ニ際シテハ調達時ノ換算率(連銀券ハ日本円100円ニ付100円、儲備券ハ日本円18円ニ付100元)ニ依リ現地通貨ヲ以テ返済ス
- (B) 利率 当初日歩9厘5毛、其ノ後年3分5厘ニ変更
- (C) 期間 定メナシ隨時償還スルコトヲ得
- (D) 利払 年2回(鮮銀ハ2月末日及8月末日、正金ハ5月末日及11月末日)現地通貨ヲ以テ支払

(三) 第3期(昭和20年3月以降)

(1) 政府資金ノ調達

外資金庫ヨリ政府ニ貸上グルモノトシ

- 1、北支分ニ付テハ鮮銀ガ同金庫代理店トシテ日銀北京代理店ニ納入ス
- 2、蒙疆分ニ付テハ鮮銀ガ同金庫代理店トシテ日銀北京代理店ニ納入シ必要ニ応ジ同代理店ヨリ蒙疆銀行ニ送金ス
- 3、中南支分ニ付テハ正金ガ同金庫代理店トシテ日銀上海代理店ニ納入ス

4、右ヲ通ジ貸上ノ条件左ノ如シ

- (A) 表示通貨 日本円建
 (B) 利率 年3分5厘
 (C) 期間 5箇年
 (D) 利払 年2回(北京及蒙疆分 2月末日及8月末日、中南支分 5月末日及11月末日) 現地通貨ヲ以テ支払

(注1) 方式ハ右ノ如ク定メラレタルモ實際上外資金庫ハ第2期ニ於ケル鮮銀及正金ノ貸上残高ヲ肩替リシタルニ止マリ同金庫自体ハ貸上ヲ為スコトナクシテ了リタリ

(注2) 右ノ如ク外資金庫ハ軍費ソノモノノ貸上ハ為サザリシモ軍費ノ現地物価高ニ因リ膨張セル金額ト予算ニ計上セル金額(予算ニ計上スルトキハ北支連銀券100元ニ付100円、中南支儲備券100元ニ付18円の換算率ニ依リ日本円金額ニ換算ノ上計上セリ)トノ差額ヲ補填スル為調整金ノ支出ヲ行ヒタリ

(2) 外資金庫の貸上資金調達

- 1、北支分ニ付テハ鮮銀トノ預ケ合契約ニ依リ貸上ニ必要ナル連銀券資金ヲ調達スルノ外現地ニ於ケル寄付金ヲ以テ之ニ充ツ
- 2、蒙疆分ニ付テモ前記鮮銀トノ預ケ合契約ニ依リ連銀券資金ヲ調達スルノ外現地ニ於ケル寄付金ヲ以テ之ニ充ツ
- 3、中南支分ニ付テハ正金トノ預ケ合契約ニ依リ貸上ニ必要ナル儲備券資金ヲ調達スルノ外現地ニ於ケル寄付金又ハ納付金ヲ以テ之ニ充ツ
- 4、鮮銀及正金ヨリノ調達ニ関スル主要条件左ノ如シ

(A) 表示通貨 日本円建但シ償還ニ際シテハ調達時ノ換算率(連銀券は日本円100円ニ付100円、儲備券ハ日本円18円ニ付100元)ニ依リ現地通

貨ヲ以テ返済ス

- (B) 利率 年3分5厘
 (C) 期間 定メナシ隨時償還スルコトヲ得
 (D) 利払 年2回(鮮銀ハ2月末日及8月末日、正金ハ5月末日及11月末日) 現地通貨ヲ以テ支払

(注) 前述ノ如ク外資金庫ハ軍票ソノモノノ貸上ハ為サザリシヲ以テ右条件ニ依リ調達セラレタルハ前記調整金ノミナリトス

(3) 鮮銀及正金ノ外資金庫ヘノ融通資金調達

鮮銀又ハ正金ハ右ニ必要ナル資金ヲ連銀又ハ儲銀トノ預ケ合契約ニ依リ調達スルモノトシ其ノ主要条件ハ前記外資金庫ガ鮮銀又ハ正金ヨリ調達スル場合ト同様ナリ

三、香港及海南島

軍票発行ニ依リ支弁ス

四、南方甲地域

(一) 第1期(昭和18年3月以前)

外貨軍票ノ発行ニ依リ支弁ス

(二) 第2期(昭和18年4月ヨリ昭和20年2月マデ)

(1) 政府ノ調達

南方開発金庫ヨリ南方開発金庫券ヲ政府ニ貸上グルモノトシ現地日銀代理店ニ納入ス
 貸上ノ主要条件左ノ如シ

- 1、表示通貨 日本円建
- 2、利率 年2分
- 3、期間 5箇年
- 4、利払 年2回(3月1日及9月1日)

(2) 南方開発金庫ノ貸上資金調達

南方開発金庫券ノ発行ニ依リ支弁ス

(三) 第3期(昭和20年3月以降)

(1) 政府ノ調達

外資金庫ヨリ政府ニ貸上グルモノトシ現地日銀代理店ニ納入ス
右貸上ノ主要条件ハ前記第2期ニ於ケル南発ノ政府ニ対スル貸上
ノ条件ニ同ジ

(注1) 方式ハ右ノ如ク定メラレタルモ實際上外資金庫ハ第2期ニ於ケル
南発ノ政府ニ対スル貸上残高ヲ肩替リシタルニ止マリ同金庫自体
ハ貸上ヲ為スコトナク了リタリ

(注2) 右ノ如ク外資金庫ハ軍費ソノモノノ貸上ハ為サザリシモ軍費ノ現
地物価高ニ因リ膨張セル金額ト予算ニ計上セル金額(予算ニ計上
スルトキハ臺北地区1磅ニ付10円、其ノ他ノ地域ハ等価ノ換算率
ニ依リ日本円金額ニ換算ノ上計上セリ)トノ差額ヲ補填スル為調
整金ノ支出ヲ行ヒタリ

(2) 外資金庫ノ貸上資金調達

外資金庫ハ南発トノ預ケ合契約ニ依リ貸上ニ必要ナル資金ヲ調達
ス

南発ヨリノ調達ニ関スル主要条件左ノ如シ

- 1、表示通貨 日本円建
- 2、利 率 年2分
- 3、期 間 期間ノ定メナシ
- 4、利 払 年2回(3月1日及9月1日)

(注) 前述ノ如ク外資金庫ハ軍票ソノモノノ貸上ハ為サザリシヲ以テ
右条件ニ依リ調達セラレタルハ前記調整金ノミナリトス

(3) 南方開発金庫ノ外資金庫ヘノ融通資金調達

南方開発金庫券ノ発行ニ依リ支弁ス

五、タイ国

(一) 第1期(昭和17年6月以前)

(1) 政府ノ調達

政府ニ於テ国庫金ヲ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷
支店ニ送金ス

(2) 正金盤谷支店ノパート支払資金ノ調達

正金盤谷支店ハ右送金ニ依リ生ジタル同店ニ於ケル日銀盤谷代理
店ノ預金払出ニ必要ナルパート資金ヲ日タイ軍費協定ニ基キタイ
国銀行局ヨリ当座貸越ノ方法ニ依リ調達ス

右当座貸越ノ主要条件左ノ如シ

1、表示通貨 パート貨建

昭和17年7月1日又ハ其ノ以前ニ於テパート貨
ヲ以テ返済スルモノトシ7月1日ニ於ケル借入
残額ハ金イヤマークニ依リ決済

2、利 率 年4分

3、期 間 昭和16年12月ヨリ17年7月1日マデ

4、利 払 昭和17年7月1日

(二) 第2期(昭和17年7月ヨリ昭和19年3月マデ)

(1) 政府ノ調達

政府ニ於テ国庫金ヲ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷
支店ニ送金ス

(2) 正金盤谷支店ノパート支払資金ノ調達

正金盤谷支店ハ右送金ニ依リ生ジタル同店ニ於ケル日銀盤谷代理
店ノ預金払出ニ必要ナルパート資金ヲ日タイ間軍費協定ニ基キ一
部ハ金イヤマーク、一部ハ特別円貸記ノ方法ニ依リ調達ス但シ金
イヤマークニ依ル分モ一応特別円貸記ノ方法ニ依リ調達ノ上後日
金ヲイヤマークシテ特別円ヲ減額セシムル方法ニ依ル

右特別円ニ依ル調達ニ際シテハ正金盤谷支店ハ本邦向円ヲ為替ヲタ

イ国政府ニ売却シテバート資金ヲ入手シ正金東京支店ヨリ日銀ニ於ケルタイ国特別円勘定ニ円資金ノ払込ヲ為スモノトス

右タイ国特別円勘定ノ主要条件左ノ如シ

- 1、表示通貨 日本円建
- 2、利 率 貸方残高ニ対シ日銀商業手形割引歩合ニ応ジ年5厘乃至1分5厘ノ利息ヲ付ス
- 3、期 間 定メナシ
- 4、利 払 年4回（3月、6月、9月及12月各末日）残高ニ元加

尚昭和19年7月右特別円ノ残高ノ一部ヲ食糧証券ニ投資スルコトヲ認メタリ

(三) 第3期（昭和19年4月以降）

(1) 政府ノ調達

本邦ニ於テ日銀ヨリ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金盤谷支店ニ送金ス

(2) 正金盤谷支店ノバート支払資金ノ調達

前記(二)ノ(2)ニ同ジ

六、仏 印

(一) 第1期（昭和15年9月ヨリ昭和17年1月マデ）

(1) 政府ノ調達

政府ニ於テ国庫金ヲ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金河内支店又ハ西貢支店ニ送金ス

(2) 正金在仏印支店ノピアストル貨支払資金ノ調達

正金仏印支店ハ右送金ニ依リ必要トスルピアストル貨支払資金ヲ金イヤマークニ依リ又ハ正金東京支店ニ於ケル印度支那銀行ノ自由円勘定（外貨ニ転換シ得ベキ円勘定）ニ対価ヲ払込ムノ方法ニ依リ印度支那銀行ヨリ調達ス

(二) 第2期（昭和17年2月ヨリ昭和18年3月マデ）

(1) 政府ノ調達

政府ニ於テ国庫金ヲ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金西貢支店ニ送金ス

(2) 正金西貢支店ノピアストル貨支払資金ノ調達

正金西貢支店ハ右送金ニ依リ必要トスルピアストル貨支払資金ヲ金イヤマークニ依リ又ハ正金東京支店ニ於ケル印度支那銀行ノ特別円勘定ニ対価ヲ払込ムノ方法ニ依リ印度支那銀行ヨリ調達ス
右特別円勘定ハ次項ニ掲グル昭和18年1月締結ノ日仏印間決済協定ニ基キ設定セラレタル特別円勘定ノ如ク貿易関係其ノ他ノ支払資金ノ調達ニモ使用セラルルモノニ非ズシテ軍費ノ調達ノミヲ目的トシテ両銀行間ノ協定ニ依リ従来ノ自由円制度ニ代リ設定セラレタル一時的ノ制度ニシテ其ノ残額ハ次項ノ日仏印間決済協定ニ基ク特別円勘定ノ設定ニ伴ヒ之ニ吸収セラレタリ

(三) 第3期（昭和18年4月ヨリ昭和19年3月マデ）

(1) 政府ノ調達

政府ニ於テ国庫金ヲ正金東京支店ヲ通ジ日銀代理店タル正金西貢支店ニ送金ス

(2) 正金西貢支店ノピアストル貨支払資金ノ調達

正金西貢支店ハ右送金ニ依リ必要トスルピアストル貨資金ヲ日仏印決済協定ニ基キ印度支那銀行ヨリ提供ヲ受ケ正金東京支店ニ於テ其ノ対価ヲ同店ニ於ケル印度支那銀行ノ特別円勘定ニ振込ム
右特別円勘定ノ主要条件左ノ如シ

- 1、表示通貨 日本円建
- 2、利 率 貸方残高ニ対シ年2分2厘5毛
- 3、期 間 定メナシ
- 4、利 払 年2回（2月15日及8月15日）残高ニ元加

尚昭和18年4月右特別円残高ノ一部ヲ食糧証券及本邦銀行ノ定期預金等ニ投資スルコトヲ認メタリ

(四) 第4期(昭和19年4月以降)

(1) 政府ノ調達

正金ヨリ政府ニ貸上ヲ為スモノトシ正金西貢支店ヨリ日銀西貢代理店ニピアストル貨ヲ以テ納入ス

右貸上ノ主要条件左ノ如シ

1、表示通貨 日本円建

2、利 率 年2分2厘5毛

但シ日仏印間銀行協定ノ利率ニ変更アリタルトキ又ハ軍費調達ニ関シ印度支那銀行ヨリノ当座貸越等現行日仏印間銀行協定ニ依ラザルトキハ右利率ヲ調整ス

3、利 払 年2回(3月末日及9月末日)日本円ヲ以テ支払

(2) 正金西貢支店ノピアストル貨調達

前記(二)ノ(2)ニ同ジ

5 外貨債の処理と敵産管理

太平洋戦争が始まった時、日本の外貨債未償還額は、米貨債1億5,265万ドル余、英貨債7,714万ポンド、仏貨債8,934万フランとなっていたが、開戦によって日本は外貨の元利支払いを全部停止するほかなぎにいたった(昭和16年12月30日大蔵省為替局長通牒「外債緊急処理ニ関スル内示」により決定)。しかし、元利支払いを全面的に停止すると、本邦人所有者に大きな打撃を与え、また証券市場にも好ましくない影響を及ぼすことになるので、内地所在の外貨証券については、従来どおり大蔵省の指定換算相場で利払いを続けることにした。また在外証券に関しては、昭和17年1月以降「敵産管理法」(昭和16年12

月法律第99号)にいう「敵産」に該当するものとみなし、横浜正金銀行の指定外国人封鎖勘定(のちに特殊財産管理勘定と改称)に払い込む措置がとられた。ただし、スイスにおける利払い選択約款のついている第3回4分利英貨国債、東京市5分利英貨電気事業債の利払いは、戦前から本邦人または友好国人の所有したものでスイス駐劄公使の証明するものに限られ、スイスへの利払い送金を継続した。

このような措置により国内の米・英貨相場は一応安定したけれども、外債の発行者側としては公定換算相場が起債当時の相場に比して暴落しているために過重な負担を負うことになり、証券所有者としても為替市場が停止されているので不安があった。そのため、両者の利害の一致を見いだすことはむずかしくなり、政府は外貨債を一括して根本的に処理する必要に迫られた。こうした要請から、昭和18年1月、「外貨債処理法」が立案され、第81議会の協賛を得て3月15日に公布施行された(法律第60号)。

同法の要旨は次のとおり。

- (1) 本邦人及び友好国人の所有する米・英貨債は、所有者の承諾を得て適正な条件をもって内貨債に借り換えられ、円貨債を交付する。
- (2) 地方債または社債の借り換えられない部分については、その元利支払義務を政府が承継する。その場合、発行者は承継の対価を政府に納付する。
- (3) 借換えにより地方債または社債の発行者が損失を被ったときは、政府がこれを補償する。

この法律の実施により、外貨国債は、2回にわたって3分半利国庫債券(期限18カ年、交付価格98円)に借り換えられた。邦貨国債に借り換えられた額は、米貨債1億3,100余万ドル、英貨債2,500余万ポンドであった。外貨地方債及び社債も、国債同様に邦貨債に借り換え、発行者またはその承継者手持ちの自己債は消却され、借換え、消却されなかったものは一括して政府において元利払義務を承継した。そして政府に承継された外貨債の物上担保その他の原契約の効力は、処理法の規定により消滅し、またその後の利払い(横浜正金銀行

の特殊財産管理勘定への払込み)も停止されることになった。

この立法は外貨債保有者に対して低利の内国債への借換えを強制する戦時措置で、外貨債保有者としては相当の犠牲を払わされることになった。しかも法律的には、外国にある外貨債所持人にはその同意を得たわけではないから、外国の所持人は依然として原債務者(日本の地方団体、会社等)に対し、原契約上の権利を主張しうる立場にあったのである。

また、戦争開始によって敵国または敵国人の所有となった財産については、16年12月22日に「敵産管理法」(昭和16年法律第99号)を施行して、「外国為替管理法」による消極的管理のほか、特別の管理制度を設けた。同法では、政府は原則としてみずから敵産の管理にあたらず、管理人を選任してこれを管理させ、さらに必要により敵産の売却その他の処分を命ずることができると規定していた。そして敵産から収益が生じた場合には、正金銀行内に設けられた特殊財産勘定に、管理人に払い込ませるという方法がとられた。同法による管理はおもに内地にある敵産を対象としたものであったが、戦局が発展するにつれて、中国及び南方地域において、日本軍が没収し、またはその管理下に収めた敵産もまた巨大な量に達した。これについては、17年9月28日、大本営・政府連絡会議で「帝国軍ノ作戦地域内ニ於ケル敵国及敵国人財産ノ処理運営ニ関スル件」が決定された。これに基づき企画院が立てた作戦地域内の敵産処理方針によれば、押収敵産のなかで、敵国の国有または公有動産及び敵対行為に使用された私有動産は没収し、没収するもののほかは換価処分し、その対価金は別途に保管する。没収または帰属財産は日本の国有財産としたうえで、適当な管理をすることが決められた。これにより、各地域ごとに別々に敵産の処理が実施されていった。

ところで、日本が没収したり管理下に収めた敵産も、これを活用して生産力拡充及び軍事上の用途に役だたせ、戦力の補強充実にあてることが必要とされた。「敵産管理法」も敵産を戦争目的に活用することをねらいとしていたが、敵産の管理方式や処理方針が内地と作戦地域とは異なり、かつ管理人にゆだ

ねたままでの敵産の活用は統一性を欠くという欠点があったので、内外地を通ずるすべての敵産を総合的・統一的に活用できる方式が強く望まれた。この目的のために、18年3月に特殊財産資金特別会計が設けられることになった。

「特殊財産資金特別会計法」(昭和18年3月法律第86号)によれば、特殊財産資金は主として一般会計からの繰入金(繰入額は5億円と規定される)、没収した敵産の繰入れ、これまで一般会計所属となっていた在支敵産の承継分などから構成され、この資金を中国及び南方地域で事業を営む法人への出資、預金部への預金等、勅令の定めるものに運用し、また必要な場合には一般会計歳入に繰り入れて使用するというのが本会計の要綱であった。

第3節 会計制度の戦時特例

軍関係の予算施行については、「会計法」第17条、第21条、「会計規則」第57条、第60条によって、特例的支出（資金前渡、概算払い）を認める範囲が決められていた。日華事変開始以後、財政が戦争目的に集中されるにつれて、この特例的支出を認める範囲がしだいに拡大されていった。まず昭和12年10月、勅令第584号により、当分の間資金前渡、前金払いまたは概算払いをなし、あるいは随意契約をなしうる範囲が拡大された。平時では軍艦、兵器、弾薬など直接軍事行動に関係あるものについてのみ特例が認められていたが、この勅令により軍関係の工事及び軍需資材の購入にも拡大された。その後、前金払い制度については、昭和13年3月「軍ノ需要充足ノ為ノ会計法ノ特例ニ関スル件」（昭和13年法律第16号）により前金払い、概算払いの規定はすべて勅令に委任することができることとし、資金前渡、随意契約をなしうる範囲は、昭和14年勅令第307号、第715号、昭和15年勅令第261号、第688号、昭和16年勅令第825号によってますます拡大された。こうして特例的支出の拡大は「会計法」の改正によらず、臨時法令の形で行なわれてきた。

これらの臨時法令を総合し集大成する目的で「財政金融基本方策要綱」では、「時勢ノ変遷ニ即応シ又ハ戦時ノ必要ニ応ズル為現行会計制度全般ニ付再検討ヲ加フル」方針がとられた。そして昭和16年9月に大蔵省部内に財政制度調査会が設けられ、「会計法」「国有財産法」「物品会計規則」などについて全面的に検討が加えられた。調査会の審議が行なわれているうちに、戦局は太平洋戦争段階へと発展し、いよいよ戦時会計制度の実施が必要とされるに至った。そこで大蔵省は「会計法戦時特例案」を起草し、政府は第79議会にこれを提出、その協賛を得て、昭和17年2月18日に公布、4月28日からこれを施行した。同時に「会計規則等戦時特例」も施行された。

「会計法戦時特例」（昭和17年2月法律第10号）、「会計規則等戦時特例」（昭和

17年4月勅令第451号）は、日華事変開始以降設けられてきた特例制度を、戦時会計という前提に立って恒久化する目的で立法されたものである。そして従来の「会計法」は平時に適用されるものとしてそのまま残された。またこれまでの臨時法令では、陸海軍に所属する官庁にのみ特例的規定の拡大が認められていたが、今度の戦時特例の規定は一般行政官庁にも適用されるものであった。戦時特例では、前金払い、概算払いの適用範囲の拡張のほか、前に述べた軍需手形保証制度、出納官吏についての特例、随意契約の範囲拡大と契約手続の簡素化、軍事上の必要による各種の特別な経理手続が認められた。

「会計法」の特例制度を拡大することは、予算実行の放漫化をまねきひいてはインフレを促進することにもなるので、大蔵省としては、特例を陸海軍省以外に適用するのは、空襲による非常事態とか軍に直接関係ある工事とかの、きわめて限られた場合に実施しようと考えていた。実際、18年半ばまでは政府部内で要求があったにもかかわらず、大蔵省は特例的支出を認めなかった。ところが戦局が急を告げ、緊急軍需産業の増産が一刻を争う段階に至ると、支出規制よりも「予算ノ実行ヲ機動的且効果的ナラシメル」ことのほうが先決となった。18年9月26日、大蔵省では「国内態勢強化方策ニ関スル措置」を決定し、そのなかで予算の形式の単純化、予算実行の機動化、予算・決算事務の簡略化等の方針をうちだした。この決定以後、特例制度の積極的活用が行なわれ、さらに戦時特例が拡大されることになった。

「会計法戦時特例」は18年10月31日付で改正された（法律第100号）。この時には、補助費定額の繰越しを認める、不動産売買以外の契約については、あらゆる場合に、勅令によらなくても指名競争契約または随意契約を行ないうる権限を国務大臣に与える、一つの会計または勘定に属する特定経費・収入を他の会計・勘定に移す措置は従来法律事項であったが、これを勅令に委任することができる、という点が主な改正内容であった。この「会計法戦時特例」の改正に続いて、「会計規則等戦時特例」も、19年3月24日、5月23日、8月8日とあいついで3回の改正が行なわれた（勅令第147、365、495号）。これにより特

例的支出の範囲はさらに広がり、予算の支出に必要とされていた経理手続は徹底的に簡略化された。

次いで昭和20年2月に再び「会計法戦時特例」の改正が行なわれたが、これは会計制度の非常対策ともいべき措置であった。この時すでに米軍の攻勢はひしひしと本土にせまり、19年暮からB29の東京空襲が始まっていた。そのため緊急事態の統発により予算の実行も正常の運営をなせない状態に陥ることを予期して、非常対策を立てる必要に迫られたわけである。おもな改正点は、戦争災害による「避クベカラザル事故」が起こった場合に、出納事務の一部を省略したこと、予算外国庫負担契約、翌年度繰越し、決算の議会提出期に関する特例を認めたことである。こうして日華事変開始以降の度重なる特例制度の拡大により、終戦時には、「会計法」は予算実行の適正化を図るという本来の機能を果たしえない状態になっていたのである。

第4節 金融機構の再編成

太平洋戦争が始まる少し前に決定された「財政金融基本方策要綱」では、資金の動員に計画性を与え、資金配分の重点化を図るため、各種金融機関の再編成を提唱していた。この要綱に示された諸施策は、発表後しばらくの間具体化されなかったが、太平洋戦争の開始により戦争遂行上いっそう強力な機構と政策とが必要となったため、昭和17年の初めから、この要綱の線に沿って金融機構の改革が始められることになった。開戦後直ちに具体化された機構改革の主なものは、日本銀行の改組、南方開発金庫、戦時金融金庫の設立、「金融統制令」の一元的組織化であり、次いで金融機関の戦時再編がすすめられた。以下、これらの諸機関の機構、活動状況を概観することにする。

1 日本銀行の改組

日本銀行制度については、明治15年の同行創立以来、各方面からしばしば改革案が示されてきた（これまで議論された日本銀行制度改革案のうち、主要なものとしては大正15年の金融制度調査準備委員会案、昭和5年の大蔵省・日本銀行共同調査会案、昭和12年の日本銀行条例改正打合会案の三つがあげられる）。しかし、これらの改革案はいずれも実現をみるに至らず、このため「日本銀行条例」は、銀行券発行に関する規定を除けば、明治15年以来なんらの改正も加えられることなく、戦時期を迎えたのである。

しかしながら、日華事変開始以来経済の戦時体制化が進むなかで、金融政策の果たす役割は一段と重要性を加えるに至り、金融政策の中枢機関たる日本銀行は、時局の要請にこたえるために、その組織・業務・発券制度の面から従来の制度を根本的に改革する必要に迫られることになった。たまたま昭和17年10月をもって明治43年2月に満30年延長された営業年限が満了するため、これを絶好の機会として大規模な改革が企図されたのである。改正の基本方針を示す

「日本銀行法案要綱」は17年1月に決定され、これが第79議会に提出された。新たな「日本銀行法」は旧来の日本銀行条例に代わって、17年2月24日に公布された（法律第67号）。同法により改革された主要な点は次のとおりである。

(1) 組織と目的

日本銀行は従来株式会社組織で運営されてきたが、新法では組織上の企業的性格を一掃し、国家目的をになう出資組織の特殊法人に変えられた。すなわち、新法では、「日本銀行ハ国家経済総力ノ適切ナル發揮ヲ図ル為国家ノ政策ニ即シ通貨ノ調節、金融ノ調整及信用制度ノ保持育成ニ任ズル」（第1条）という目的が新たに明記され、また「日本銀行ハ専ラ国家目的ノ達成ヲ使命トシテ運営セラル」（第2条）べき旨定められた。そして株主総会にあたる出資者総会は認められず、したがって、出資者が日銀業務に参加する余地はなくなった。日本銀行の出資証券には、毎事業年度の剰余金中から年4%なり5%の配当が与えられることになったが、その性質は株式よりもむしろ社債券に類するものであった。さらに資本金は1億円に増額されたが、旧株主の出資分4,500万円をこえる額は、政府が出資することになった。

職員制度についても同様の趣旨で改革され、政府は役員の任命権、解任権を保有するばかりでなく、職員は原則としてすべて「公務ニ従事スル職員」とみなされることとなった。また日銀業務の実施については、総裁のみが業務を「総理」することになり、従来の重役集会の多数決制は廃止された。政府の日本銀行に対する監督権も従来と比べて著しく強化され、役員の任免権はもとより、公定歩合の認可をはじめ、業務、銀行券、経理に関し広範な認可権を保留し、また日本銀行の目的達成上必要ありと認めるときは、日本銀行に対し必要な業務の施行を命じうるとされた。

(2) 業 務

業務上の改正点の第1は、従前の商業金融中心主義をやめて、進んで産業金融の調整にもあたりうることとした点である。日銀条例では「直接間接ヲ問ハズ工業ニ関係スル事」は固く禁止されていたが、新法は、日銀が社債株式を担

保とする貸付けや大蔵大臣が認可した国債以外の債券を売買しうる旨を定めた。これは従来から見返品制度の名のもとに行なわれてきた産業金融を公認し、中央銀行の業務として産業金融の調整が加えられたことを明示したものであった。もっとも政府は、これにより長期固定的な産業資金を直接日銀から放出させるつもりはなく、一時的な資金の供給を意味するものであると説明した。

第2は、日銀が一般市場操作に積極的にのり出すようにした点である。すなわち新法では「商業手形、銀行引受手形其ノ他ノ手形、国債又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル債務ノ売買」を日銀業務の一項に加えた。これにより、従来国債の売買に必要であった主務大臣の認可は不必要になり、また認可を受ければ国債以外の債券も売買できるようになった。手形についても、旧条例が買入れだけを掲げたのに対して、売却をも明記した。

第3は、国際金融取引上必要な業務を開始したことである。旧条例では国際金融取引業務は外国為替の割引だけに限られていたが、新法では外国為替の売買を公認し、外国金融機関に対する出資、融資及びこれを為替決済取引をなしうることを定めた。これは「大東亜共栄圏」の建設を旨とする国策に即応して、南方各地の中央銀行との間の国際取引を支障なく行なう必要が生じたためである。

第4は、信用制度の保持育成のために必要な業務を行ないうるとした点である。このような業務として考えられたものは、一つは、たとえばスタンプ手形によって行なわれたような新しい信用制度を普及する業務であり、もう一つは、金融制度のどこかに弱点を生じた場合にその破綻を防止するための業務である。これらは以前から日銀の行なってきたところであるが、後者の場合には、そのための特別法を制定する必要があった。それを今度は主務大臣の認可を条件に恒久的業務として認めたわけである。

第5は、対政府関係の業務のなかで、政府に対する無担保貸付けと国債の応募引受けとを日銀の業務として明記したことである。これは日本銀行が財政資

金の供給者であることを無制限に義務づけたもので、これにより日本銀行の国家的性格がいっそう明確に規定されることになった。

(3) 銀行券発行制度

銀行券発行制度のうえで行なわれた改革は、銀行券の兌換制度を廃止し、管理通貨制度を基礎とした発券制度を設けたことである。日銀の発行する銀行券は、すでに昭和6年末以来正貨兌換が停止されていたが、その他の点ではなお「兌換銀行券条例」に準拠していた。その後16年には「兌換銀行券条例ノ臨時特例ニ関スル法律」（昭和16年3月法律第14号）により、最高発行額制限法が採用され、正貨準備、保証準備の別が撤廃されたことは前に述べたとおりである。新法は「日本銀行ハ銀行券ヲ発行ス」（第29条）と規定してあるだけで、兌換についてはなんら規定するところがないから、制度上、日銀は正貨兌換の義務を免除されることになった。また、銀行券の発行限度については、主務大臣が定めるものと規定したので、発行限度を定めても、大蔵大臣の認可を得れば、制限外発行はいくらでも可能となり、制限外発行税の納付も不要とされた。実際、4月1日に最高発行高は60億円と定められ、その後も政府は最高発行高を引き上げることによる心理的影響を考慮して増額しなかったのであるが、銀行券の平均発行高は19年3月には100億円をこえ、12月には160億円に近づくという状態になった。

次に銀行券発行準備としては原則として、①3ヵ月以内に満期到来の商業手形、銀行引受手形その他の手形、②手形、有価証券、地金銀または商品を担保とする貸付金及び政府貸付金、③国債、④主務大臣の認可を受けた債券、⑤外国為替、⑥地金銀、金銀貨が認められた。この規定で従来と異なった点は、正貨準備として他の準備と区別されていた地金銀、金銀貨が他の保証物件と同一視されていること、保証物件として認められたものが従来より多くなったことであった。なお、新しい制度による日本銀行は17年5月1日から発足し、「日本銀行条例」、「兌換銀行券条例」、「日本銀行納付金法」、「金準備評価法」等は同日をもって廃止された。

2 金融統制会の設立

全国の金融機関を一元的に組織化する機構として設立されたのは金融統制会であった。これよりさき経済新体制の発足により各分野で統制の一元化が進むにつれ、金融界でもこれに即応するなんらかの組織を整備する必要に迫られ、昭和15年9月には全国金融協議会が設立された。同協議会は「金融機関ノ緊密ナル連絡提携ヲ図リ内外ノ新事態ニ対応シ其ノ使命達成上必要ナル事項ヲ協議スル」ことを目的としたものであったが、法的根拠をもたない自主的な協議機関にすぎなかった。他方、政府は「財政金融基本方策要綱」の中で日銀を中核とする金融機関の組織体を結成させる旨を明示したが、16年秋からこの方針に則して「国家総動員法」第18条に基づく金融統制団体の設立を準備し、17年4月18日付で「金融統制団体令」（勅令第440号）を公布した。同令は一般産業に対する「重要産業団体令」（16年8月26日公布）に呼応して、金融統制団体の種別、各統制団体の目的、事業、組織等を規定し、金融統制の機構とその運営に法的根拠を与えるとともに、その統制作用をいっそう強力にしようとするものであった。これにより、全国金融協議会は統制団体に発展的に解消することになった。

「金融統制団体令」によって金融事業統制団体として定められたものは、全国金融統制会、業態別統制会、統制組合及び地方金融協議会の4種の統制団体である。このうち中枢となる統制団体は全国金融統制会であり、事実上、同統制会だけが重要な活動を行ない、その他のものは同統制会から発せられる命令を実行する機関であった。同統制会の会員は日銀、各業態別統制会、大蔵大臣の指定した会員たる特別銀行6行、金庫5行からなり、その傘下に各金融機関がはいった。会長は日銀総裁と定められ、その事務はすべて日銀によって担当されていたのであって、日銀が実質的に同統制会の事業の運営ならびに権限の施行をなしうる体制にあった。

全国金融統制会の事業運営の基本となるものとして、①業態別統制会の統制

規定の設定等、②資金の吸収及び運用の計画、③有価証券の応募、引受けまたは買入れ等、④資金の融通、⑤金利等の調整、の5件からなる統制規程が、7月2日大蔵省告示によって施行された。このうち、全国金融統制会の最も主力を注ぐべき業務は、各金融機関の行なり資金吸収を促進することと、蓄積された資金の国家目的に即応する適正な配分であるとされた。

大蔵省はこの統制会に金融統制上の実際の事務と具体的措置をまかせることになった。統制が一段と微細な点にたちいたるようになると、「政府において一々立入って指導統制を行なうことは必ずしも適当ではなく、むしろ政府において方針を示し、その実行上必要な措置は金融機関の組織体を通ずる自律的統制に委ねることが実際のであり、また効果的である」と考えられたからである。つまり、金融統制会の設立により、大蔵省の立案する金融政策は統制会を通じて実行されるという新しい金融統制方式が始められることになったのである。まず資金吸収については、各部門別統制会はその会員から資金吸収計画を徴集し、これを順次上にあげて全国金融統制会に提出する。同統制会では専門委員会ではこれを検討し、意見を付して大蔵省に回付する。大蔵省では提供された資料に基づいて資金吸収計画を樹立し、計画が最終的に決定されると、またこのパイプを通じて各金融機関に目標額を割り当てるという方式がとられた。資金運用面についても、公債消化の具体的計画、起債計画の立案や遂行にあたって同様な方式がとられた。このほか、全国金融統制会は、軍需産業ならびに戦時金融金庫等の起債の引受け、時局共同融資団から受け継いだ軍需産業に対する共同融資の斡旋、銀行の合同に関する指導斡旋、内国為替集中決済制度の設立、金融界と産業界の間を緊密にするための連絡会議の設定等の活動を行なったが、これらの多くは、これまで大蔵省各部局で行なっていた業務を分担したのものであった。

3 戦時金融金庫の設立と活動

軍需生産に必要な資金の円滑な供給を図るために特別の戦時金融機関を新た

に設立するという問題は、日華事変期から懸案の一つであった。日華事変期には、このような機関の設立が問題となったときには、興銀の機能を拡大して産業資金の供給にあたりしめ、同行に対する強制融資命令の発動により軍需融資の需要を満たしてきた。しかし興銀は特殊銀行とはいえ、完全に営利性を離れることはできず、また強制融資も手続に長い期間を要したので、戦時金融を興銀のみにゆだねることは非常な不便があった。そのため特別の機関を設けるべきだとする要望は依然として強かった。開戦に伴い、資金需要はきわめて巨額に上り、しかもその大部分は長期間固定する危険の多い、採算上も不利なものであったから、政府の補償を背景として、膨大で緊急な資金需要に応ずる戦時金融機関の設立がどうしても必要となった。こうして長い間懸案となっていた特別な金融機関が、開戦を契機として実現することになった。

昭和17年1月7日の閣議で「戦時金融金庫法案要綱」が決定され、第79議会の協賛を経て、同法は2月法律第32号をもって公布された。ここに戦時金融金庫は4月18日にその業務を開始したのである。同金庫の目的は、「戦時ニ際シ生産拡充及産業再編成ノ為必要ナル資金ニシテ他ノ金融機関等ヨリ供給ヲ受クルコト困難ナルモノヲ供給シ併セテ有価証券ノ市価安定ヲ図ルコト」であった。同金庫の資本金3億円のうち2億円は政府出資で、民間出資1億円のうち5,000万円は日本協同証券株式会社の資本金が充当され（同社は戦時金融金庫に吸収された）、残り5,000万円は市中銀行、興銀・正金・勸銀の各特殊銀行、生命保険会社、信託会社等が出資した。資金としては、右の資本金のほか、払込出資額の10倍まで（のちに30倍）政府保証の債券を発行することが認められていた。

同金庫の業務は、①軍需産業、生産拡充産業、代用品工業等のような国家緊急産業を営む者、②将来のために未動または遊休設備を保有する者、③政府の企業整備方針に基づいて事業の整備をする者に対して、普通の方法では資金の調達に困難な場合に融資することを主とするものであった。終戦時までに同金庫が実際に行なった主要な融資の対象は、「兵器等製造事業特別助成法」（昭和

17年2月法律第8号)による設備融資、木造船建造及び譲受資金、産業応急資金、工作機械製造事業前受金整理資金、重要工場疎開資金であり、貸付先を業種別でみると兵器関係が最も多く、これに次いで水力電気、造船、石油代用燃料、軽金属、カリ塩等となっていた。これらの融資の終戦時(20年9月29日現在)における貸出残高は、36億8,337万余円であった。

また有価証券の市価安定を図るために、戦時金融金庫は吸収した日本協同証券株式会社の業務を継承した。特に戦局の悪化により株価が下落してくると、同金庫の活動は目立ち、有価証券保有高は18年度5億2,000万円から19年度9億9,500万円へと約2倍に増えた。20年3月の大空襲の後同年6月末まで、同金庫は20年3月9日の株価を最低線として株価維持のため無制限な買出動を行った。

4 「金融事業整備令」と銀行集中

金融機構の再編計画のなかで「金融機関の整備統合」は重要な一項目としてあげられ、全国金融統制会の主要な任務の一つともなった。銀行の合同は日華事変期以来、銀行行政の大きな課題となっていたが、太平洋戦争期にはいつて、合同政策に新たな法的根拠が与えられることになった。すなわち、昭和17年1月、金融機関の強制的集中を規定した「金融事業整備令要綱」が第23回総動員審議会で可決され、同年5月16日「国家総動員法」第16条の3の規定に基づき「金融事業整備令」(勅令第511号)が公布施行された。これは「金融事業ノ整備ヲ図ル為必要アリト認ムルトキハ金融事業ヲ営ム者ニ対シ金融事業ノ委託、受託、譲渡若ハ譲受又ハ法人ノ合併ヲ命ズルコトヲ得」ることを定めたものである。その大要は次のとおりである。

- (1) 本令の適用を受ける金融機関は銀行、信託会社、保険会社、無尽会社、信用組合、証券会社等ひろく金融業務を営むものである。
- (2) 命令は常に相手金融機関を定めて発せられるが、命令を受けた場合には、その金融機関は相手金融機関との間で、命令を受けた事項について協

議する。この協議は主務大臣の認可を受けなければ効力を生じない。また当事者間で協議することができず、または協議がととのわないときには、主務大臣がこれを裁定する。

- (3) 金融機関の特質にかんがみ、命令を受けた事項を実行するについて生ずる一般取引先の関係等を調整するために、「企業整備令」とは異なった特別の規定を設ける。
- (4) 主務大臣の指定した金融機関の譲渡及び譲受については、主務大臣の認可を受けねばならない。

この「金融事業整備令」の施行によって、従来は行政指導によって行なわれていた銀行合同政策は、さらに強権による方法によっても推進することができるようになったわけである。この法令は実際には発動されることはなかったが、この法令が無言の圧力となって、銀行の合同を一段と進行させることになったといえるであろう。また銀行側としても動員や応召により、人員不足が深刻となり、この点から合同に踏み切らざるをえなかった事情がある。銀行の集中状況をふりかえてみると、16年から18年にかけての時期は、11年から12年にかけての時期を第一のピークとすれば、第二のピークをなしており、それを統計的にみれば、16年から20年に至る間に、普通銀行は186行から61行に、貯蓄銀行は69行から4行にいずれも激減し、農工銀行は全く姿を消すことになった。

この時期に行なわれた銀行合同において、顕著な点をあげると、まず第1に、地方銀行の合同をおし進めたことである。それは一つには産業規模の拡大に伴い融資対象が欠乏し、地方銀行の営業基盤が著しく縮小したためであり、もう一つは政府が地方銀行に対する命令・監督・指導等を強化する場合、基礎のしっかりした少数の銀行のほうが行政上便利であるという理由からであった。第2に、都市大銀行の合同、大銀行により中小銀行の吸収合併が行なわれて、巨大銀行が設立されたことである。その最も典型的な事例は、三井銀行と第一銀行との合同による帝国銀行の設立、三井銀行による第百銀行の合併、安

田銀行による日本昼夜銀行の吸収合併であった。第3に、普通銀行による貯蓄銀行、信託会社の合併が行なわれたことである。貯蓄銀行、信託会社に集まる資金は普通銀行の資金とは異なる性格をもっているため、三者はそれぞれ別個な金融機関として取り扱われ、兼営することは禁止されていた。しかし戦時金融においては、いかなる性格のものであれ、資金をあつめることが重要な課題となり、運用の面でも短期・長期の区別をつけておられなくなった。そのため、18年3月には「戦時国民貯蓄増強ノ必要カラ既存ノ金融機関中店舗ナラビニ人員数ニオイテ最モ活動力アル普通銀行ナドヲシテ大衆的貯金オヨビ長期貯蓄的資金吸収ニ遺憾ナキヲ期スル」目的で「普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律」（昭和18年法律第43号）が公布された。その結果、貯蓄銀行、信託会社の普通銀行への合併が盛んに行なわれることになったのである。第4に、勸業銀行による農工銀行の合併が完了したことである。農工銀行の合併はこれまでも行なわれてきたが、なお五つの農工銀行が残っていた。大蔵省は18年2月、残っていた銀行に対しすみやかに合併するよう指示を行ない、同年9月、最終的に合併が完成したのである。

5 庶民金融機関の戦時再編

昭和18年の第81議会では業種別に組織された諸組合の戦時再編成関連法案が成立する中で、商工中金、産組中金、市街地信用組合及び庶民金庫の組織が再編され、また、預金等を吸収して国債や国策会社社債等有価証券の消化資金を供給する体制がいちだんと強化された。

商工組合中央金庫は、加入の商業組合・工業組合・貿易組合（12年に輸出組合を再編）・自動車運送事業組合（15年に組織）への金融を担当していたが、18年3月「商工組合法」の改正（法律第53号）により商業組合・工業組合が商工組合（統制組合と施設組合）に一本化され政府統制が強化される一方、企業整備の必要から組合を改組して会社形態に移行するものが増加した。このため18年3月、金庫法の改正が行われ（法律第53、54号）、①会社形態等への改組

により所属組合の資格を失ったものに対しても貸付けの継続を認め、②従前加入していなかった組合が改組設立した法人であって、政府が認めたものに短期貸付けを認め、③この措置による所要資金の増加に対応して資本金を2,400万円に引上げ、増資分1,400万円中1,000万円を政府出資、400万円を組合出資とした。しかし、その後の商工中金の業績は預金・貸出とも、戦時下中小商工業者の営業不振によって、他の諸金庫に比し延び率が低く、停滞気味であった。

また、産業組合中央金庫も水産業団体、農業団体の組織改編に伴って組織の再編が行われた。既に13年3月の金庫法の改正（法律第14号）によって、漁業組合系統の加入を認め、同時に資本金3,070万円の上に500万円増資し、うち半額を漁業組合系統が出資することとなった。その後漁業の燃料・資材の配給統制及び水産加工品に対する物価統制が実行される中で、水産業団体の統合による資材の一元配給及び水産物の一元集荷を図るために、18年3月「水産業団体法」（法律第37号）が成立し、系統漁業組合等沿岸漁業関係者を漁業会に再編しこれに水産物製造者を加えて、中央水産業会・都道府県水産業会のもとに再編統合することになった。また同月「農業団体法」（法律46号）が制定され、分立していた農業諸団体、すなわち農会・産業組合・畜産組合・茶業組合・養蚕業組合をすべて農業会に再編し、中央に全国農業会・中央農会を置き、都道府県・市町村の末端まで農業会のもとに生産・供出・配給・労働の統制が強化されることになった。同法はまた、森林組合の金庫加入を認め、産業組合中央金庫の名称を農林中央金庫に改称した（施行は同年9月15日）。こうして、産業組合の農業会への改編を機に、農林中央金庫は農業・畜産業・林業・水産業等の第1次産業を網羅する団体の中央金融機関となった。

このような組織改編は、経済諸団体に対する統制の強化の要請から行われたものであるが、農林中金が比較的経済力の弱体な広範な団体との取引を開始してきた背景には、農林中金の資金量の増大があげられる。それは農業統制が強化される中で15年に米穀の国家管理が開始され、産業組合が米の供出の一手取扱機関となり、米穀販売代金が農村信用組合に集積される一方、農業資材の不足

及び人手不足等によって、農業関係融資への需要が停滞的であったために、農村信用組合及びその連合会の余裕金は急速に増加した。政府は信用組合及び信連の余裕金の系統外への流出を抑制して金庫に集中させる一方、信組の採算を考慮して金庫の預金金利を調整する等の措置を講じた。このような金融統制によって、金庫の資金量は急速に増加し、それは国債及び国策会社社債等の有価証券の消化資金に回された。そして戦時下において、信組、信連では主として貯蓄増強を、金庫では国債等国策に添った有価証券の消化を行う体制がつけられたのである。そこで、農林中金の貸出金は17年末の1.8億円から18年末3.0億円、19年末6.6億円、20年末12.5億円と年々倍増したが、国債等の有価証券保有高は、17年末17.2億円から33.2億円、61.2億円、111.8億円と逐年大幅に増加した。農林中金は農業金融疎通のための金融機関から広範な第1次産業への融資機関になったものの、戦時下加入団体の業績衰微によって、国債（食糧証券を含む）等時局が要請する有価証券の消化機関の役割を果たした。

農村信用組合が農業会へ再編されると同時に、「市街地信用組合法」が制定された（昭和18年3月法律第45号）。同法により市街地信用組合は産業組合から離脱して、大蔵省専管の金融機関となった。市街地信組は産業組合の傘下に組織されたが、大正年代から農村信用組合に許された販売・購買・利用事業の兼営を禁止され、組合員への資金貸付け・預金受入れのほか、手形割引と員外貯金の取扱を認められてきた。そして15年11月には都市商工業者の資金需要に応じて、取引先に商・工組合及び有限会社が加えられ、比較的大口の貸出しが増加した。また、貯蓄増強により増加した余裕金の運用については、貯金総額の3分の1を国債・郵便貯金・政府保証債・国策会社債・信連及び産組中金への預け金に運用することが要請され、農村信用組合のように系統金融機関への預け金を強制されることはなかった。18年の市街地信組に対する単独法の制定によって市街地信組は、信用事業単独営業の相互組織であるという点では従前と変わらなかったが、①保証責任または無限責任の組合は認めず、有限責任の組合とすること、②組合員の範囲を市街地居住者のほか、市街地に営業所等を

有する者または市街地勤務者等に広げ、③新たな業務として、定期積金受入れ、公共団体及び非営利団体の貯金・定期積金受入れ、商工中金の業務代理、を加える一方、①余裕金運用方法が法定され、国債以外の有価証券への運用の認可制、②定款及び業務方法書の提出義務、③役員任免権、など大蔵大臣の監督権限が増大した。

また同時に「市街地信用組合法」により、庶民金庫は市街地信組の預金を受入れ、信組への貸付けを行うことができる規定が挿入された。ただし、市街地信組が農林中金の加入組織である点は変更なかったが、既に市街地信組の農林中金への預け金等は農村信組に比べはるかに少額であった。市街地信用組合は無尽会社と並んで庶民金庫の系統機関として踏み出したのである。次いで20年になると、激増する都市罹災者に生計応急資金を融資する等のため、無尽会社、市街地信組を通じる非常時金融対策を徹底させる等の必要から、庶民金庫を中央機関として金融統制の系列簡素化を図ることとなり、20年6月末現在をもって、市街地信組の農林中金との取引はそのまま庶民金庫に移され、庶民金庫は名実ともに無尽会社と市街地信組の中央機関となった。

各種の同業組合は、戦時期に相互扶助的な組織から経済統制を末端組合員に浸透させるための統制組織に変容し、その中央金庫の役割も生産・配給・流通・労務統制を進めるための金融機関となった。しかし、戦時統制の進展は預金の増大に比べ貸付金の停滞をもたらし、余裕金を国債、金融債及び国策会社社債等の消化資金に振り向けるための諸措置が採られた。こうして、社会政策的意図で設置された庶民金融機関は、国債等の消化機関に変質し、金融統制を補完する役割を果たした。

第5節 企業整備融資及び軍需融資の推進

金融機構の再編成によって、開戦後から18年半ばまでの間は、時局産業への融資と資金統制、国民貯蓄奨励による資金吸収とを軸とした資金計画は、一応順調に進んだ。それは緒戦における日本軍の戦果に裏づけられた南方諸地域の経済的支配圏の拡大を背景としていた。ところが、18年にはいると戦局は一変し、連合軍の本格的反攻が始まった。昭和18年2月の日本軍のガダルカナル撤退以来、連合軍は日本軍の手中にあった南方の重要拠点を次々と奪回していった。またアメリカ潜水艦の活躍も活発になってきて、内外地間の海上補給路はおびやかされ、船舶の沈没はしだいに増加した。補給線の維持が困難になると、内地の軍需生産原料の補給に大きな支障をきたすことになり、それは戦争経済の遂行に死活の問題となった。こうして緒戦の戦果を背景にして政府が立てた「物資動員計画」は、18年には継続が困難となり、当面の戦局挽回のために全力を注がねばならなくなった。いまや補給線の維持は緊急の課題となり、そのために船舶と航空機の増産に全経済力が集中されることになった。

政府は18年3月18日、「戦時行政特例法」（法律第75号）、「戦時行政職権特例」（勅令第133号）によって、鉄鋼、石炭、軽金属、船舶、航空機の5重点産業を指定し、各大臣に強力な命令権を与えて、これらの重点産業へ生産機構を強制的に転換させた。その後の戦勢衰退につれて、5重点産業はさらに一步を進めて、18年末には航空機第一主義に改められた。そして緊急軍需産業に対する増産対策として、「軍需会社法」（昭和18年10月法律第108号）が施行されることになった。

これに対応して、金融面からも重点産業への融資を積極化する政策がとられた。軍需産業への融資は、日華事変末期から興銀の機能拡大や時局共同融資団の発足等により、かなり積極化していた。融資の拡大は資金統制によるインフレ抑制の効果を減殺するものであったが、いまや重点産業の緊急増産を図るた

めには、いっそう緊急産業への融資が拡大されねばならなくなった。そして18年半ばから、このような融資は法的措置により制度化されていくのである。

1 「企業整備資金措置法」による融資

不急産業の重点産業への転換、つまり企業整備は「国家総動員法」に基づく「企業整備令」（昭和17年5月勅令第503号）の公布により法的根拠を与えられていたが、政府は5重点産業を指定し増産の全努力をそこに集中するに伴い、大規模な企業整備を実行に移すことになった。この企業整備にあたって生ずる移動資金は、総額46億8,300万円に上ると推定されたが、この資金をいかに調達するか、また移動資金が浮動化してインフレが悪性化する事態をいかにして未然に防止するかは、大蔵省にとって大きな問題となるにいたった。昭和18年7月15日に施行された「企業整備資金措置法」（昭和18年6月法律第95号）はその対策を規定したものである。同法が規定する主要事項は、

- (1) 企業整備に伴い移動すべき資金を封鎖し、その浮動購買力化を防止する目的をもつ特殊決済制度に関すること。
- (2) 企業整備促進に対する金融上の措置としてとられた資金貸付命令、封鎖資金の解除、債務者特殊借入金等に対する政府保証に関すること。
- (3) 企業整備関係会社の解散制限、配当維持、商法上の各種手続の簡易化に関すること。
- (4) 企業整備に関連し紛糾する債権債務につき、政府が適当なる指示をなすべきこと。
- (5) 企業整備に関する政府の損失補償、補助金交付、保証の契約及び租税の減免等財政上の措置に関すること。

であった。同法制定に伴い、大蔵省には企業整備に伴う財政金融措置の総合調整部局として、総務局に企業整備課が新設された。移動資金の浮動購買力化を防ぐ対策として設けられた特殊決済の方法には、特殊預金、特殊金銭信託、債務者特殊借入金、戦時金融金庫特殊借入金、政府特殊借入金の5種類があり、

これによって債務証書による債権債務処理決済の道を開いた。そして資金封鎖の方法をとり、原則として現金決済を認めないことになった。この特殊決済に基づく債権は、期限前の償還を受けることも譲渡ないし担保に供することもできないとされた。同法により特別銀行、普通銀行、信託会社、戦時金融金庫、産業設備営団、国民更生金庫等の金融機関が政府の指定を受けて特殊決済の取扱機関となり、政府はこれらの機関に対して特殊融資命令を出すことができ、一方、その受けた損失を政府が補償することになった。なお、企業整備に伴う資金の移動に際して、実際に特殊決済の方法を使うものは意外に少なかった。これは凍結を避けた資金の額が非常に大きかったことが推定される。

2 軍需融資指定金融機関制度

企業整備に続き、緊急軍需産業の増産対策として昭和18年10月に「軍需会社法」(法律第108号)が公布された。同法は兵器、航空機、艦船等重要軍需品、その他軍需物資の生産、加工及び修理を行なう事業を営む会社を軍需会社として指定し、指定会社に対して国家的要請に応ずる責任を負わせる一方、政府は会社が増産のために損失をこうむり、または利益を失うことのないよう、各種の保護や補償を与えることを規定したものである。そして19年1月17日には軍需会社150社が、同法による第1回の指定を受けた。これに伴い、指定会社に資金を融通するため、軍需金融に新方式が採用された。これが軍需融資指定金融機関制度である。

大蔵省はこの制度の根本方針として、軍需会社が指定された翌日、「軍需会社ニ対スル資金融通ニ関スル件」(銀行保険局長通牒)を発した。その要点は次のとおりである。

- (1) 軍需会社に対する資金の融通は、大蔵省の指定する金融機関が担当すること。
- (2) 右軍需融資指定金融機関はその担当各軍需会社に対し、所要資金を適時、迅速かつ適切に融通すること。

- (3) 右のため、必要あるときは軍需融資指定金融機関に対し、その担当各軍需会社に関する軍需融資協力団を全国金融統制会のもとに組織して資金の供給をなし、戦時金融金庫もしくは日本銀行より必要な援助をなし、または「国家総動員法」に基づき融資命令をなすなどの方法を講ずること。
- (4) 軍需会社は今後新規資金の借入れをその軍需指定金融機関より行なうこと。

融資銀行の指定は、第1回の軍需会社指定の直後から始まったが、指定銀行の大半は興銀、市中大銀行及び有力地方銀行で占められた。そして指定を受けなかった銀行は融資協力団に加わり、指定金融機関へ資金を供給することで、これに協力した。これによって金融機関は一体となって、軍需生産を資金面から促進する役割をになったのであり、その意味で、この制度は前に述べた共同融資制度を一步前進させたものといえることができる。

この制度による軍需融資については、新たに設置された軍需省も行政的権限をもつことになった。軍需省は「軍需会社法」の制定と同時に、軍需生産行政を一元的に担当する機関として新設された官庁であるが、同省の出現により軍需融資は大蔵省と軍需省の共管事項となった。すなわち、軍需会社に資金を供給するには次のような順序がふまれた。国家資金計画を決定するにあたって、軍需会社の需要する総資金額はまず大蔵大臣が軍需大臣と協議して決めるが、個々の会社の需要額は軍需省が単独に決定した。こうして資金の需要額が決まると、これを指定銀行に指令し、指定銀行はこれに基づいて資金の供給を行なうという仕組みであった。また事業会社は、資金調整法のもとでは金融機関を経由して大蔵省に生産拡充資金の申請を行っていたが、新制度では軍需会社は金融機関を経由する手続を省略し、直接軍需省に申請することになった。この申請に基づいて、軍需省があらかじめ決められた割当額の限度内で資金の配分を行なった。これまで資金の配分については、大蔵省は統制令による自主的統制を尊重してきたが、この軍需融資制度では軍需省による直接管理へと進んだのである。

その後、軍需会社の指定は数次にわたって行なわれ、指定会社の総数は20年にはいると600社を越え、直接軍需品を生産する主要会社にはほとんど指定金融機関による特別融資が与えられることになった。この制度はさらに拡大されて、軍需品を直接生産する企業ばかりでなく、間接的にそれにつながる企業にも及ぼされることになった。20年1月に制定された「軍需充足会社令」（勅令第36号）は、軍需充足上特に重要な関係のある会社に対して「軍需会社法」を準用することを規定し、同令により運輸、倉庫、配電等の会社が指定を受けた。このような軍需関係会社の範囲の拡大につれて、軍需融資制度も拡充されねばならなかった。すなわち「軍需金融等特別措置法」（昭和20年2月法律第21号）が20年3月から施行されたのである。この法律は従来の軍需融資制度に法的根拠を与えるとともに、指定金融機関制度の適用範囲を指定軍需会社以外の関連会社にも広げたばかりでなく、この制度以外の融資を制限し、融資限度の指定、融資銀行への預金の集中、融資先企業と融資銀行との協力関係に特別の規定を設け、軍需金融機関に軍需金融担当者を選任させ、金融機関の役職員を公務員とみなして、政府の監督を強化するというものであった。これにより、金融機関の供給する資金総額の7～8割がこのルートを通じて供給されることになった。

3 共同融資銀行と資金統合銀行

軍需融資制度の拡大強化によって、市中大銀行と特殊銀行を中心とする軍需金融の指定融資機構ができたが、地方銀行側もこれに対応して、余裕資金を一元的に運用する機関を設立することに積極的にのり出した。地方銀行においては預金が急増したうえに軍需産業に対する関係が浅く、また割り当てられた国債その他の時局債を消化する必要もあって地元の民需産業への融資が制限されているため、軍需会社に対する協力融資のみでは多額の遊資を生じ、その運用難に陥っていた。そこで地方銀行が結束して中央市場にのり出し、その遊資を軍需産業に融通することを考えるにいたったのである。大蔵省も地方銀行の遊

資運用については問題にしていたので、地方銀行側から一元的融資機関設立の意向がでると、地方銀行統制会とともにその指導幹旋にあたった。その結果、20年3月末、「銀行法」に基づいて共同融資銀行が設立されることになった。この銀行は、地方銀行77行の共同出資により資本金1,000万円で設立され、4月1日から営業を開始した。その業務は地方銀行の余裕資金を預金その他の方法で集め、これを他の金融機関に融資し、または社債等有価証券の応募、引受け、売買等を行なうものとされていた。



第50代大蔵大臣 津島寿一

しかし、このような地方銀行の積極的進出に対しては、都市大銀行や日銀当局にこれをこぼむ傾向があった。そして共同融資銀行の設立にあたっては、都市大銀行側では、同行をして直接軍需融資にあたらせないようにしたため、共同融資銀行の機能は地方銀行側の当初の構想とはかなり違ったものとなった。大蔵省としても融資ルートが二元化することは行政上も好ましくないと考えたので、新たに資金統合銀行の構想を進め、共同融資銀行をこれに吸収させる方針をとった。

資金統合銀行は資本金5,000万円（半額払込み）の普通銀行として5月15日開業した。総株数の約8割は日銀が所有し、残額はすべての主要金融機関に割り当てられた。地方銀行は直接出資者とならず、共同融資銀行が代わって出資したが、同行が解散した後は、地方銀行の直接出資となった。資金統合銀行の会長は日銀副総裁とし、日銀を中心として特銀、市銀及び有力地方銀行を一体化した資金プール機関であり、地方銀行はただ資金を供給するだけの地位におかれた。その主な業務は、①軍需金融機関その他の金融機関に対する資金の融

通、②担当軍需金融機関として指定を受けた事業者に対する資金の融通及び預金の受入れ、③株主の金融機関その他の金融機関からの預金の受入れ及び資金の借入れ、④社債その他有価証券の応募、引受けまたは売買、であった。同行はその運用資金を出資金融機関から預金及び借入金形で受け入れて、この資金を軍需融資指定金融機関に対する資金援助（統合融資）、みずから軍需融資指定機関として行なう軍需会社への直接融資、社債の引受けまたは買入れの3つのルートに運用した。そのうち指定金融機関に対する資金援助が全体の67%を占めて資金運用の中心をなしていたが、その40%以上が興銀に対する融資であった。資金統合銀行の活動期間は、終戦までのわずか3カ月余であったが、同行の統合融資額は57億円に上り、20年12月末現在の軍需融資総額の21%に及んでいた。

第6節 空襲対策措置

太平洋戦争が開始された当日、敵機の来襲などによる混乱時に備える緊急対策として、大蔵省は大蔵大臣談の形式をもって「非常時金融対策要綱」を発表した。このことは第1節で述べたが、これは開戦により直ちに混乱が発生すると考えて発表したものというよりは、むしろ、緊急事態に備えた措置を発表することにより、開戦のショックを和らげようとした一種の人心安定策であった。しかし、19年にはいって、戦局がきわめて不利となり、米軍がひしひしと本土目ざして迫ってくると、いよいよ本格的な空襲を受けることを覚悟しなければならなくなった。ことに19年7月サイパン島が陥落するに及んで、B29による本土の大規模な爆撃に対して真剣な用意が必要になってきた。そうになると、開戦当初に用意した緊急対策では不十分となり、空襲被害を直接の対象とする対策が立てられることになったのである。

1 「戦時非常金融対策整備要綱」

昭和19年6月20日、政府は空襲などの戦時災害に対処するため「戦時非常金融対策整備要綱」を閣議決定した。この時すでに米軍はマリアナ方面を手中に収め、本土をねらう根拠地サイパン島に上陸を開始していた。この整備要綱は開戦当初発表された対策の方法、範囲をさらに広げたもので、罹災者、疎開者等、個人を対象としていたが、その後、軍需会社などに対する応急当座資金の供給を中心とする諸対策が付け加えられた。「戦時非常金融対策整備要綱」の主旨は次のとおりである。

(1) 預金等の支払

（政府は空襲等戦時災害に際し、預金、貯金、保険金ともに絶対に支払いの猶予、制限または停止を行なうことはない。これまで戦災に際し必要の場合、日本銀行の支払保証は預貯金に限られていたが、このたびの措置でこれを保

險金にも適用することにした。)

(2) 預金等の期限前支払

(定期預金、金銭信託その他期限ある預金や貯金も、戦時災害に際しては各金融機関で便宜、期限前払戻しに応ずることになった。)

(3) 国債貯金の現金払

(4) 国民貯蓄組合貯金などの簡易払

(5) 預金等の便宜代払

(戦時災害に際しては戦災地区の金融機関に預けてある預金などについて、預け先以外の銀行店舗においても一定の金額までは便宜支払いに応ずることとなっているのであるが、今回、定期預金、据置定期預金、定期積金及び国債貯金についてもこれを認める。)

(6) 預金の預け先の簡易移換

(戦災避難者、疎開者に対しその移転先の銀行、信用組合、農業会の店舗に預貯金の移管を認める。)

(7) 国債及び債券の買上限度引上げ

(罹災者に対しては平常200円の限度額を1,000円に引き上げる。)

(8) 生計応急資金の供給

(庶民金庫、無尽会社、信用組合は罹災者に対し1世帯500円までの簡易融資に応ずる。)

(9) 生命保険金の簡易払

(10) 保険料払込期限の延長

(11) 産業に対する金融対策

- (i) 緊急産業が被害を受け一時債務弁済が困難になった場合、金融機関は一時債務の回収を緩和し、日銀は金融機関に対して、罹災産業の振り出した手形等の再割引に応ずる。
- (ii) 緊急産業が戦災により信用力が低下した場合、金融機関のこれら産業への貸出金に対する肩代りまたは保証は、従来引受機関であった興銀・勸銀のは

か、戦時金融金庫もこれを引き受ける。

- (iii) 罹災した緊急産業が設備の復旧や労賃支払いのため資金を必要とするときは、取引銀行等は資金を迅速適正に供給できる取扱いをする。この資金供給については上記3機関が保証する。

- (iv) 軍需会社の地方工場等で戦災のため指定金融機関から資金の供給を受けえない場合は、指定以外の銀行等から一時所要資金を受けてもよいことにした。

(12) 証券対策

- (i) 株価の急激な変動に備え、必要に応じ日本証券取引所に随時証拠金操作及び現品提供等の措置をとらせるとともに、事態に応じ戦時金融金庫または日本証券取引所に随時強力にその機能を発揮させ、株価安定に努める。必要があれば有価証券市場の取引価格、数量を指示し、株式の最低価格を設定することにした。

- (ii) 会社、ことに有価証券市場に上場している会社に対しては一般的に戦争保険に加入させる措置を講じ、空襲等災害による損害をうめさせる。

- (iii) 罹災緊急産業に対しては会社経理に関する制限を緩和するとともに、会社所有株式評価臨時措置令の適用を延長することを考慮した。

2 「会社経理特別措置令」以後の金融対策

「会社経理特別措置令」は「国家総動員法」に基づく勅令(第621号)として19年11月1日に施行されたもので、軍需会社が「商法」「会社経理統制令」等によって受けている経理上の制限を緩和することを目的としていた。この措置の適用を受ける会社は、第1に、戦時災害により損失を生じた会社、第2に、政府の戦時経済諸政策のため、会社当事者の責任に帰することのできない事由によって損失の生じた会社で主務大臣の指定する会社、第3には、法令または行政官庁の行政指導により以上の会社を譲り受けまたは合併した会社である。これらの会社は、第1に、営業用固定資産の時価評価とその評価益の計上を認められる。第2に、準備金の積立、積立率及びその使用について「商法」やその

他法令の定める制限を緩和される。第3に、戦災時による損金を一定期間内に漸次償却することを許される。以上がこの措置令の主な内容であるが、これは単に空襲のために損害を受けた会社に対する対策のみならず、政府の経済諸施策の強力な推進に伴い、会社自身の意思によらない原因から損失を生じた会社をも対象としたものであった。

ところで、B29の本土空襲は20年3月10日の東京大空襲以来、都市を中心にようやく激しくなった。20年春からの大空襲の連続によって、全国で119の都市が焦土と化し、主要都市人口の4分の1以上が、多少にかかわらず、空襲によって直接の被害をこうむった。そのうえ沿岸地域には艦砲射撃も加えられ、8月にはいと、ついに広島と長崎に原子爆弾が投下されて、そのため両市は一瞬のうちに壊滅してしまった。

広瀬蔵相は東京大空襲の後、通貨金融に対する措置が緊要事であることを強調し、その対策を検討したが、このような事態のもとでは、空襲による恐慌状態をいかにして防ぐかということが当面の唯一の関心事となるに至った。とも



第51代大蔵大臣 廣瀬豊作

かく、大蔵省の庁舎自体が1トン爆弾の投下を警戒して分散することになったのである。本部は日本銀行の建物内に移り、各局はそれぞれ都内の数カ所に分散したので、本省内部の連絡をとることからして難事であった。まして、本省と地方部局との連絡をとることは全く困難な状態に陥った。

当面の混乱を防止するための空襲対策は、それ自体、金融統制の効果を根本からくずすもので、金融機関の企業に対する貸出しは、もはや生産設備の拡充資金ではなく、疎開資金や闇資材の昂騰、過剰人員によって膨脹した運転資金、戦災見舞金等を

手当てするものであった。一般国民も空襲に伴う混乱や移動で貯蓄どころではなくなり、貯蓄奨励政策も全く問題にならなくなった。財政面においても、空襲被害による租税徴収の困難や減免税のため租税収入が減少する一方、戦災関係の経費を中心に支出は増加したので、財政資金の散布超過額も増加した。それらのためにインフレは急激に進行し、20年2月から7月末までの空襲下の半年間に、日銀券は一挙に100億円も膨脹した。こうして、戦時金融政策はどうにも動きがとれなくなり、これまでなんとか抑制されていたインフレーションは猛然と頭をもたげだした。

もはや日本の敗戦は決定的となり、20年7月26日には米英中3国によってポツダム宣言が発せられた。この宣言を受諾するか否かについて、その後、閣議、御前会議がくり返されたが、広瀬豊作蔵相は大蔵部内で検討された資料に基づき、これ以上、戦争の継続ができない旨を主張した。結局、8月14日正午、聖断でポツダム宣言受諾が決定されたが、終戦の詔書と同時にモラトリアムを布くかどうかが大蔵省部内でも日銀部内でも問題となった。しかし、敗戦で民心が動揺している時に、さらにモラトリアムを布くことは、かえって混乱を拡大するという広瀬蔵相の意見により、終戦時にはモラトリアムは布かれなかった。

第7節 円系通貨圏の形成

1 為替相場の英米貨基準の撤廃と換算率の公定

英米両国との開戦によって、従来国際通貨として為替相場の基準となっていた英米貨と円貨との関係は完全に断絶することになった。そこで政府は為替政策を根本的に変更する方針をとり、大蔵省為替局は昭和16年12月27日、次のように発表した。

「本邦対外為替相場は従来多年に亘り英貨又は米貨を基準とし、其の決定は横浜正金銀行の建値又は為替銀行間の協定に委ねられて来たが、大東亜戦争の勃発により米英貨は敵国通貨となり、又さきを実施した為替資金の集中制によって為替相場の変動から生ずる損益は挙げて政府に帰属することになってゐるので、此際本邦の対外為替相場に付ては米英貨を基準とする方式を一擲し、日本円を中心として政府自ら之を定むることにした。」

そして、この実施要綱として「為替相場公定措置要綱」を発表した。その要点は、

- (1) 為替相場は従来の英米貨基準で裁定する方式を廃止し、政府が各国通貨の本邦通貨に対する換算率を直接に決定する。
- (2) 相場の表示はすべて円貨による。
- (3) 相場は売・買相場の区別をせずに一本建とし、為替銀行等に対しては一定手数料の徴集を認める。
- (4) 相場は大蔵大臣が決定し、一切の取引はこれによらせる。
- (5) 大蔵大臣の定める相場は告示で発表し、緊急やむをえない場合に日銀・正金各本店店頭の掲示でこれに代えうる。
- (6) 政府は敵性通貨の公定相場は建てない。

この措置の実施に伴い、為替許可事務のうち、比較的重要でないものを主要

為替銀行11行に取り扱わせることとし、また大蔵・商工両省の事務調整で、外国為替に伴う為替管理事務は昭和17年度から商工省に移管され、大蔵省為替局は、日本と円系通貨圏の間、または円系通貨圏諸地域間及び圏外地域と圏内地域間の資金の交換を総合的に統制することに、業務の主眼をおくことになった。開戦後、日本の貿易もほとんど円ブロック内貿易に限られるにいたり、対外金融取引も円ブロック諸地域との円貨決済取引が中心となったのである。

2 圏内中央銀行としての日銀機能の拡充

為替相場公定措置を発表したとき、賀屋蔵相は談話の中でこの措置が「大東亜における国際金融新秩序」の確立を期し、「本邦を中心とし日本円を根幹とする大東亜金融圏」を設定するための第一着手であると述べた。戦争によって従来の国際通貨との関連を断ち切ったのち、日本の対外金融政策は日本の支配下にある「東亜全域」に円系通貨圏を広げ、円貨決済制を確立することに主力が注がれた。

「東亜全域」に円貨決済制を実施するには、圏内総合決済機構を確立せねばならず、その前提として「東亜金融圏」の中央決済銀行としての機能を日本銀行に持たせる必要があった。17年2月に実施された日本銀行の改組についてはすでに述べたが、ここでは上述のような観点から行なわれた対外金融的機能の拡充整備にふれておこう。

新「日本銀行法」は「日本銀行ハ国際金融取引上必要アリト認ムルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ外国金融機関ニ対シ出資ヲ為シ若ハ資金ヲ融通シ又ハ外国金融機関ト為替決済ニ関スル取引ヲ為スコトヲ得」（第24条）と規定したが、この立法の趣旨について、当時の政府委員は、第79議会の衆議院の日本銀行法案委員会において、政府の方針を次のように説明している。

「行クユクハヤハリ東京ヲ中心ニシマシテ、日本ノ円ヲ丁度「ヨーロッパ」ニ於ケル「フリー・マルク」、西半球ニ於ケル「アメリカ」ノ「ドル」、斯ウ云フ働キヲスルヤウニ持ッテ行キタイト云フコトヲ考ヘテ居リマス」「左様

ナ場合ニ於キマシテ日本銀行ニ、東亜各地域ノ中央銀行ニナリマスカ、為替銀行ニナリマスカ、サウ云フ銀行ノ清算勘定ヲズット置キマシテ、ソコノ出入リデ東亜共栄圏内ノ物資ノ交流ハ勿論、東亜共栄圏ト他ノ広域経済圏トノ間ノ資金ノ出入リヲ調節シテ参リタイ、斯ウ云フ風ニ存ジマシテ今回ノ改正ヲ致シタノデアリマス」(原口武夫為替局長答弁、昭和17年1月30日)

「日本が東亜ノ金融ノ中心ニナリタイト云フコトハ何人モ思フ所デアリマスルガ、今マデハサウ申シマシテモ、ヤハリ空論デ、皆「ポンド」ニ依ッテヤルト云フヤウナ実情デアッタノデアリマスガ、斯ウ云フ時期ニナリマシタカラ、政府モ東京ヲ以テ東亜ノ金融ノ中心点ニスル、日本銀行ヲ以テ中心トスルト云フ意思モ明白ニ申シ得ル状態トナリ、又ソレヲ目標トシマシテ努力シテ、之ヲ十分ニ達成シ得ルト思フノデアリマス」(賀屋興宣大蔵大臣答弁、同年2月2日)

すなわち、政府は日本銀行の改組と関連して、次のような「大東亜地域」における通貨政策の構想を明示したのである。

- (1) 「大東亜共栄圏」においては、東京をその圏内の国際決済の市場とし、将来は円をその決済通貨とするようにもってゆきたい。
- (2) 日銀はこの目的のため「東亜共栄圏」内の各地中央銀行または為替銀行と為替清算協定を結び、日銀内に清算勘定を設置する方針である。また同時に日銀は将来「共栄圏」内だけでなく他の諸国、たとえばドイツの中央銀行と国際為替決済の機能を営むことも想定できる。
- (3) 「共栄圏」内のたとえば満銀・北支聯銀・蒙銀・中支の儲備銀行はもちろん、南方諸地域においても、中央銀行制度が確立準備された暁には、日銀はこれら諸中央銀行と密接な連繫を保ち、「大東亜」における諸中央銀行の中核的地位にたつこととする。

以上のような構想が、「大東亜金融圏」を旨とする対外金融政策の基本となり、中国・満州・南方占領地において通貨工作が進められていったのである。

3 南方開発金庫の設立とその活動

緒戦の戦果によって日本軍が占領した南方諸地域は、軍需資源の供給地であり、経済的にも日本の支配圏に包含することが戦争遂行上重要な課題となった。そのためには、これらの地域における通貨金融方式を確立することが絶対に必要であった。南方諸地域においては、植民地として宗主国への依存関係を地盤とする固有の通貨がそれぞれ確固たる基盤のうえに流通していたが、これらの通貨に代わって日本円に基礎をおいた通貨を流通させる政策がとられたのである。

日本軍が南方諸地域への進攻にあたって携行したものは現地通貨表示の軍票であり、これを現地既存通貨と等価に流通させた。したがって、占領後、この地域には現地既存通貨と軍票とが並んで流通することになった。しかし、大蔵省は南方諸地域に対しては、作戦が終り経済開発の段階にはいっても、当分は軍票を使用する方針をとり、この地域の経済に莫大な軍票が次々と投入された。そして、このような軍票経済下における通貨金融の中心的機関として、南方開発金庫を設立したのである。

南方開発金庫は17年2月法律第33号により設立された(4月1日から業務開始)。設立の目的は「南方地域ニ於ケル資源ノ開発及利用ニ必要ナル資金ヲ供給シ併セテ通貨金融ノ調整ヲ図ル」ことであり、資本金は1億円、全額政府出資であるが、実際には5,800余万円が国債で払い込まれただけであった。

同金庫に与えられた第1の任務は南方開発資金の供給であるが、これは日本政府が開戦後内地と南方占領地間の資金移動を当分の間認めない方針をとったため、開発資金を内地で調達して送金することが不可能となり、現地において資源開発資金を供給する政府金融機関を作る必要が生じたことによるものである。同金庫は営業資金を臨時軍事費特別会計から軍票で借入れ、これを資源開発事業に対し直接にあるいは現地日本側銀行を通じて貸し付けるといった操作を行なった。企業は産出物資の対価として軍から軍票を受け取り、これをもつ

て金庫からの負債を返済し、金庫はまたそれをもって臨軍会計からの借入れを決済する仕組みであった。

第2の任務は、通貨、金融の調整、つまり現地通貨工作であって、金庫は預金の受入れ、軍票と現地通貨との交換、地金銀の売買、現地における債券発行等の業務によって、現地通貨の吸収と軍票のインフレ化の防止にあたった。さらに現地日本側銀行の親銀行として、その資金の過不足を調節する機能を果たし、また南方諸地域間の資金移動、日本との為替取引、為替集中、現地中央銀行設立までの国庫金取扱等を担当した。

その後、18年1月には政府は同金庫に対して銀行券発行権を認め、これによって同金庫は4月1日からビルマ・フィリピン・マラヤ・インドネシア各地において発券業務を開始した。新通貨は「南方開発金庫券」と呼ばれたが、実質は、軍の要求があれば自動的に発行される軍票となんら変りはなかった。大蔵省は設立当初から同金庫をして軍票を離れた、日本円を基礎とする新現地通貨を発行させ、各地域の中央銀行設立への真の過渡的存在にしようと考えていた。しかし、この措置ではなんら合理的な発行準備をもたせなかったから、軍票を南方開発金庫券と呼び替えたにすぎない結果となった。その後ビルマ・フィリピンには中央銀行が設立され、新通貨を発行することになったが、前者の場合には国家予算の赤字はすべて南発金庫からの借入れでまかない、後者の場合は発行直後に米軍が進攻したため、発行は計画だけに終わった。こうして南方各地ではいずれも戦費として巨額の南発券が使用されたほか、資金供給は南発券による日本側銀行の貸出しが中心となった。南発券の増発はおそるべき速さで進行し、終戦時におけるその発行高は195億円に上った。南方諸地域におけるこのような南発券の莫大な投入散布は、未曾有のインフレーションを引き起こして現地経済を混乱させ、また戦争経済を破局に陥れる要因となったのである。

4 特別円制度と圏内交易決済方式

日華事変以来、日本の勢力下にはいった各地域に円系通貨圏を拡大する通貨工作が行われてきたが、太平洋戦争開始後は、「本邦を中心とし日本円を根幹とする大東亜金融圏」を樹立することが対外金融政策の基本方針となった。そのためにとられた施策の一つは、圏内各地域ごとに中央発券銀行を設立して、日本円を基礎とする新通貨を発行させ、敵性通貨の流通を禁止して、新通貨を唯一の法定通貨とする体制を固めたことであった。これと並んで必要とされるもう一つの施策は、日本と圏内各地域との間、圏内各地域相互の間及び圏内と圏外友好国との間における取引決済の方式を確立することである。すなわち、従来の国際決済通貨であった英米貨を「東亜金融圏」から駆逐し、日本円をこれに代わって決済通貨とする構想が進められたのである。すでに日華事変の末期には、仏印・蘭印との間に円貨決済制による金融協定が結ばれ、円貨決済取引が拡大されたことは前に述べたが、太平洋戦争期にはいってからは、国際金融取引に大きな役割を演じたものは特別円制度であった。

特別円というのは、「外国為替管理法」のもとにある円とは区別され、管理法の制限のほかにある特別に自由な円として、外貨との交換性を保証している日本円を意味するが、特別円による決済方法は地域によってかなり異なったものであった。そして実際には、特別円が外貨との交換性をもったのは、ごく一時期、特定地域に限られ、ほとんどの場合、そのような性格はもたなかった。

特別円預金勘定に関する契約が、最初に横浜正金銀行と円ブロック地域の中央銀行との間に結ばれたのは、太平洋戦争が始まる少し前、英米が日本及び日系資金を凍結する気配がみえはじめた時であった。円ブロック内の各中央銀行は、その保有する外貨の凍結の被害をまぬがれるために、保有外貨の全部または一部を日本の正金銀行に売却し、その対価たる円貨を特別円預金等の名称をもって、正金銀行東京支店に保有することにした。この時すでに日本円は「為替管理法」によって金あるいは外貨への自由交換は禁止されていたが、この預

け金は特別に外貨への自由交換を保証されたのである。その後「東亜金融圏」を確立する施策が進むにつれて、圏内地域間の決済手段として特別円制度が活用されるに至り、南方諸地域の中央銀行との間にも特別円勘定の設定に関する契約が結ばれることになった。特別円預金は16年3月に華北の聯合準備銀行が正金銀行に創設したものが最初であったが、その後しだいに増加し、日本側銀行との間に特別円預金勘定契約あるいは特別円協定を結んだものは、正金銀行が相手方となったものが8行（聯合準備銀行・蒙疆銀行・華興商業銀行・儲備銀行・満州中央銀行・インドシナ銀行・ドイツ東亜銀行・イタリー為替局）、朝鮮銀行が相手方となったものが1行（聯合準備銀行）、日本銀行がタイ国の大蔵省との間に結んだものを加えると、計10行となっている。このうち特別円が決済の手段として積極的に利用されたのは、主として中国の場合とタイ・仏印の場合であった。

特別円制度は、このように圏内地域間の取引決済の手段として設けられ、地域間の取引決済はすべて円為替を通じて特別円勘定の相互振替によって行ない、その勘定の残高に対しては、窮極的には金ないし国際通貨への自由交換性を保証するという構想のもとに実施されたものであった。しかし、戦局の悪化とともに、特別円制度は当初の構想を実現できず、それは日本が必要な輸入物資代金等を支払い、さらに占領地域における物資やサービスの調達をまかなうための手段にすぎなくなった。それゆえ、特別円勘定の相互振替による地域間の多角的決済も実際にはあまり行なわれず、特別円勘定は、同勘定保有国と日本との間の支払勘定として機能したにとどまった。

圏内各地域間の交易決済には、特別円制度以外にも各種の方式が用いられた。たとえば、満州と華北との間の交易は特別円勘定を経由せず、満銀券為替をもって、満銀と聯銀とが満銀券あるいは聯銀券の受払いによって直接に決済する二国間支払協定方式がとられ、また華北と華中・華南との間でも滙中為替による直接決済方式が用いられた。華中・華南では、軍票が流通していた時期には、対日本、対華北、対満州の取引決済には軍票為替が用いられ、また日本

と満州・華北との間の決済には一貫して普通円為替が使われた。さらに日本と南方占領地域（タイ・仏印を除く）の間ではいわゆる為替をおこさず、日本の臨軍会計と現地の軍政会計との間で、普通円あるいは現地南発券の受払いによって決済が行なわれた。これらの諸方式はそれぞれ現地の特殊事情からとられた便法であった。

既に軍費の調達とその決済についての調査資料を紹介したが（第4章第2節4参照）、ここで同時に作成された民間資金の地域別調達及び決済方式に関する資料を掲げておく。

国外私民間資金調達方式ニ関スル調

一、満州国

（一）国際収支決済資金

満州中央銀行ニ対スル円資金売却ノ方法ニ依ル

（二）投資資金

当初本邦内ニ於テ調達シ之ヲ送金セルガ、後本邦内ニ於テ物資買付等ヲ要セザル資金ハナルベク現地ニ於テ調達スル方針トシ右ノ調達ハ主トシテ満州中銀又ハ興銀ヨリノ借入金ニ依リタリ

（三）短期資金

主トシテ満州中銀ヨリノ融資ニ依ル、正金銀行ト満州中銀トノ間ニ極度630,000千円ノ当座借越契約アリ（利率1分1厘）

二、北支

（一）国際収支決済資金

（1）昭和19年7月迄ハ軍費調達方式ニ同ジ（但シ軍費ト異ナリ正金ニ於テモ鮮銀ト同様ノ方法ニ依リ連銀券ヲ調達セリ）

（2）昭和19年8月以降ハ連銀ヨリ正金及鮮銀ニ対シテ連銀券建貸付金ヲ行フコトス（但シ対日供給物資ノ価格中要補償額ニ付テハ軍費調達方式ニ同ジ）

条件左ノ如シ

(イ) 限度及利率 対日国際決済資金 2億円 年3分5厘
其ノ他ノ地域トノ国際収支決済資金

(対満1千万円、対蒙1千万円、対中南
支2千万円) 年4分5厘

(ロ) 返済方法 毎年3月末日現在ニ於ケルノ残高ハ対日分ハ
正金及鮮銀ヨリ東京ニ於テ日本円ヲ以テ返済
シ、其ノ他ノ地域ニ対スル分ハ次年度ニ繰越
ス

(二) 其ノ他ノ資金

(1) 昭和19年7月迄ハ(一)ニ同シ

(2) 昭和19年8月以降ハ連銀ヨリ正金及鮮銀ニ対シテ連銀券建貸付
金ヲ行フコトトス

限度及利率左ノ如シ

(イ) 経済開発資金

a、北支開発会社所要資金 10億円 年4分5厘

b、右以外ノ経済開発資金(北支開発子会社所要資金並ニ
日本側経済開発事業ノ内石炭、鉄鉱其ノ他ノ重要地下
資源開発事業、製鉄事業、軽金属又ハ軽金属原料製造
事業其ノ他右ニ準ズルモノノ所要資金ニ限ル)

5千万円 年5分

(ロ) 特殊機構等ノ保有資金及主要農産物収買資金

5億円 年5分

(ハ) 一般営業資金 貸付金 2億円 年6分5厘以上
当座貸越 4億円

半年定期預金担保 年5分

1年定期預金担保 年5分5厘

有価証券担保 年7分以上

(3) 右ノ外北支開発会社ハ現地ニ於テ連銀券建社債ヲ発行シ之ヲ連
銀其ノ他ノ金融機関ニ引受ケシメタルコトアリ

(4) 本邦保険会社ノ保険料収入ハ之ヲ本邦ニ回金セシメズ現地ニ投
資セシムル如ク措置セリ、

蒙疆ニ於ケル所要資金ハ主トシテ北支ヨリ回金セシメタリ、蒙銀券ノ
調達ハ蒙疆銀行ニ対スル為替売却ノ方法ニ依ル

三、中南支

(一) 国際収支決済資金

(1) 昭和19年7月迄ハ軍費調達方式ト同シ

(2) 昭和19年8月以降ハ儲銀ヨリ正金ニ対シテ儲備券建当座貸越ヲ
為スコトトス

条件左ノ如シ

(イ) 利率及限度 対日国際収支決済資金

20億円 年3分7厘

其ノ他ノ地域トノ国際収支決済資金

5億円 年4分3厘

(ロ) 返済方法 対日分ハ3月末、6月末、9月末、12月末ニ
東京ニ於テ日本円ヲ以テ返済シ、其ノ他ノ地
域ニ対スル分ハ別途協議ス

(二) 其ノ他ノ資金

(1) 昭和19年7月迄ハ(一)ニ同シ

(2) 昭和19年8月以降ハ儲銀ヨリ正金ニ対シテ経済開発資金中中支振
興及子会社ノ所要資金、其ノ他ノ重要地下資源開発事業、製鉄
事業、軽金属原料製造事業其ノ他之ニ準ズルモノノ所要資金ヲ
手形割引ノ方法ニ依リ供給スルコトトス(利率ハ年5分5厘ヲ
基準トス)

(3) 右ノ外中支振興ハ現地ニ於テ儲備券建社債ヲ発行シタルコトアリ

リ

(4) 本邦保険会社ノ保険料収入ハ之ヲ本邦ニ回金セシメズ現地ニ投資セシムル如ク措置セリ

四、香港及海南島

軍票ニ依ル

五、泰

昭和17年6月以前ニ於テハ金イヤマークニ依リ泰国銀行局ヨリバート資金ヲ調達シタルモ同年7月特別円勘定ノ成立ニ依リ爾後ハ軍費ト同様特別円ヲ対価トシテバート貨ヲ調達セリ

六、仏印

(一) 昭和16年5月ノ協定ニ基キ本邦ト仏印トノ貿易物資代金(仏印ヨリ輸入スル米ヲ除ク)及付帯費用ハ毎月末残高5百万円ヲ超ユル部分ニ付米弗、金又ハ金ニ兌換シ得ル外貨ヲ以テ支払フコトトシ、米代金ハ別ニ特別円ヲ以テ決裁セラレタリ

交易外資金ハ自由ニ外貨ニ兌換シ得ル自由円勘定ヘ円貨ヲ払込ムコトニ依リ調達セラレタリ

(二) 昭和18年3月特別円協定ノ締結ヲ見爾後軍費ト共ニ日仏印間ノ一切ノ決済ハ特別円ヲ以テ為サルルコトトナレリ

七、南方甲地域

本邦ト南方甲地域ノ間ニハ為替取引ヲ行ハズ現地ニ於テ必要トスル資金ハ南発ヨリノ借入ニ依リタリ利率ハ対軍政会計年1分、対銀行年3分5厘(但シ後ニ至リ地域毎ニ或程度ノ段階ヲ設ク)対一般年4分5厘ナリ

5 為替交易調整特別会計による為替調整

日本円と円系通貨圏内各地域の現地通貨との間の公定換算率は、現地通貨の著しい価値下落により、実勢にあわなくなったため、現地通貨による戦費支払いについては外資金庫による「価格調整」操作が行なわれたことはすでに述べ

た。しかし、公定換算率が実勢とあわなくなつて重大な支障をきたしたのは戦費支払いばかりではない。圏内における交易全体もその影響を受けざるをえない。圏内の物資の交流が通貨面から円滑に進まなければ、ひいては日本の生産力を阻害することにもなる。それゆえ、公定換算率と現地通貨の実質価値を調整するなんらかの措置は圏内各地間の交易のうえからも必要とされ、すでにいろいろな調整策が貿易面でとられていた。

現地通貨の価値下落に応じて公定換算率を改訂すること、とくに日本円と中国の聯銀券との間の円元パー方式を改めて、聯銀券の対円レートを引き下げる問題については、賀屋蔵相は積極的意見を持ち、東条内閣時代に閣僚の間で論議されたこともあったが、公定レートを改訂することは政治的に問題があるとして、結局実現されなかった。公定換算率を変えないで調整する方法としては、第1に重点を物価面において、留保金や調整料によって個々の商品について直接調整を行なう、第2に特別円制度により、通貨面から間接的調整を行なう、第3に財政的措置による価格差補償、の三つの方式がとられてきた。

しかし、このような多面的な調整策は個々の業者の各個の取引について行なわれるため、全体として輸出と輸入の間に相関的かつ有機的な連携がとれなくなるという欠陥があった。そこで圏内各地との貿易を単一の企業体が行なえば、総合的調整ができ、かつ、資金も一元化され、効率的になるとの意見が有力となり、17年11月、従来の貿易統制会を解散して、交易営団が資本金3億円をもって設立された。この営団が全貿易活動を一手に引き受けて営むことになり、ここで価格及び為替の差益、差損が総合的に調整されるが、この営団による交易によって差損金が生じた場合には、さらに政府がこれを補填するために特別会計を設けるという仕組みがとられたのである。この目的をもって18年3月、「為替交易調整法」(昭和18年法律第84号)により為替交易調整特別会計が設けられた。この特別会計は、交易営団に対して差益、差損の調整を行なうばかりでなく、同営団の取り扱わない専売物資及び特別会計で取り扱われる物資(米など)、さらに肥料、飼料の交易の調整をも行なった。